

衆議院 第百五十九回国会 国土交通委員会 議 録 第二十号

平成十六年五月十二日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 赤羽 一嘉君

理事 今村 雅弘君 理事 衛藤征士郎君

理事 望月 義夫君 理事 大谷 信盛君

理事 奥村 展三君 理事 玉置 一弥君

理事 高木 陽介君

石田 真敏君

岩永 峯一君

江崎 鐵磨君

梶山 弘志君

左藤 章君

中馬 弘毅君

中西 一善君

西川 京子君

古屋 圭司君

松野 博一君

森田 一君

渡辺 博道君

岡本 充功君

中川 治君

伴野 豊君

松崎 哲久君

三日大造君

山岡 賢次君

若井 康彦君

穀田 恵二君

国土交通大臣

国土交通副大臣

農林水産大臣政務官

国土交通大臣政務官

政府参考人

(国税庁課税部長)

政府参考人
(文化庁文化財部長)

政府参考人
(農林水産省大臣官房政策

評価審議官)

政府参考人
(農林水産省農村振興局計

画部長)

政府参考人
(林野庁森林整備部長)

政府参考人
(国土交通省大臣官房技術

審議官)

政府参考人
(国土交通省都市・地域整

備局長)

政府参考人
(国土交通省河川局長)

政府参考人
(国土交通省道路局長)

政府参考人
(国土交通省住宅局長)

政府参考人
(国土交通省鉄道局長)

政府参考人
(国土交通省港湾局長)

政府参考人
(環境省自然環境局長)

国土交通委員会専門員

木曾 功君

山田 修路君

宮本 敏久君

梶谷 辰哉君

門松 武君

竹歳 誠君

清治 真人君

佐藤 信秋君

松野 仁君

丸山 博君

鬼頭 平三君

小野寺 浩君

飯田 祐弘君

岩永 峯一君

河本 三郎君

左藤 章君

三ッ矢憲生君

山下 貴史君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

宇野 治君

そのように決しました。

○赤羽委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩永峯一君。

○岩永委員 おはようございます。自由民主党の岩永峯一でございます。

きょうは、委員外ではございますが、差しかえをいただきまして、私の思いと、それから、自由民主党の中で街並み景観小委員会というのがございまして、私がその委員長をしてこの法案の作成に携わってまいりましたので、その思いを申し上げて御質問させていただく次第でございます。大臣、よろしくお願い申し上げます。

私は政治生活三十周年になるわけでございますが、政治をしているというのは、一つには、何か自分の思いを地方なり国にぶつけたい、そして、自分を通じて何らかのすばらしい地域形成、国家形成がなされたら、こういう高遠な理想を持ちながら政治をしているわけでございまして、きょう御参加いただいている委員の先生方もそれぞれの目的を持って御活躍いただいていることだろう、このように思うわけでございます。

特にその中で、自分らの時代だけではない、やはり我々の子供や孫たち、子孫のためにいいものを残したい、そういった思いを持って働き、そして活躍し、努力しながら日々を積み重ねているのではないか、このように思うわけでございます。これは政治家だけではなく、すべての国民に言えることだ、このように思っております。

私は、政治をいたしまして幾つか私自身の目標があるわけでございますが、その中の最も大きな目標の一つに美しい国土の形成というのがございます。これは、常々、自分が目にする景観が自分をいやし、生まれ育った国土に誇りが持てればと考えてまいりました。そして、後世にすばらしい都市景観や美しい田園風景を送り継ぐことができない仕組み、すなわち、今回提案されている景観法をつくり上げたい、こういう思いからでございます。

特に、自分の国にいるときにはそう気がつかないわけでございますが、外国から帰ってきたときには、本当に今の日本の景観に違和感を覚え、そして幻滅を感じる、そんな思いが強くなってまいります。

そんなことで、ちょうど八年前、国会議員に当選したときに、早速、都市局の局長さんや課員の皆さん方と、ともかく景観についての勉強会をやるうじゃないかということで、当選してすぐ、そういう思いで勉強会をやりました。今も八年前の私のホームページを開いてまいりますと、その当時一生懸命にその思いをぶつけていたのが赤裸々に出てきて、大変楽しい思いをしている次第でございます。

その中で、ちょうど自由民主党の中に国家戦略本部というのがございまして、私自身が、総経理経験者や総経理経験者等々が居る皆さん方の中で私自身の思いをぶつけましたら、本当に多くの先輩の皆さん方に共感をいただきました。そして、この日本の景観形成については多くの先輩の皆さん方が何年も何年も実は挑戦されたという歴史的ないろいろなお話もお聞きをいただいたわけでございます。亀井静香先生なんかは、わしらはもう命がけでやったんだ、しかしながらそれができなかった、おまえ、やるものならやってみろ、こういうような激励までいただく。森先生にも、本当に多くの先輩の先生方がやはりこの思いを持っておられたというのは事実でございます。日本、この国を愛する気持ちというのをそのときにつくづく感じたわけでございます。

それで、早速、自由民主党の中の国土交通部に街並み景観小委員会というのが設置されました、そして、不肖私がその委員長を務めさせていただきますことになりました。いよいよ私の夢が具体的に動くことになりました。小委員会では、我が国の景観について問題意識をお持ちの先生方三十数名、委員としてお集まりをいただき、合計九回に及ぶ委員会を開催したわけでございます。

その委員会の中では、当然、国土交通省、当時の竹蔵審議官初め、皆さん方から多くの景観に対する意見聴取もいたしました。むしろ、この間ここで参考人質疑をされました東大の西村教授だとか、そして阪大の鳴海先生だとか、そういう学者、有識者も大変たくさんお越しをいただいてヒアリングをいたしました。それから外国からもお越しをいただいて、ドイツからはベッティナ・ラングナーという建築デザイナーの所長さんもお越しをいただき、海外の実情もずっとお聞きしたわけでございます。

また、きょうは奥村先生や三日月先生が御出席をいただいておりますが、滋賀県というのは景観に対する意識が大変高うございまして、我々、県議員の当時から景観条例というのをつくりました。そういう、私の県からだとか京都だとか、景観を代表する松本だとか倉敷だとか、そういう自治体からも来ていただいて、そして相当な議論を深めてまいり、勉強を進めてまいったわけでございます。

その中で、我々は六つの提言をまとめました。その提言の一つは、景観政策を今後の我が国の重要な施策として位置づけ、推進を図っていくため、景観に関する基本理念、各主体の責務、良好な景観に関する規則誘導方策、地方公共団体や住民、NPOが景観に関して協働できる仕組みを盛り込んだ総合的な法制を制定すべきだ、これが一つでございます。

二つ目には、地域の景観に調和した良質な屋外広告物の表示、掲出を図っていくため、簡易除却制度の拡充、屋外広告物の適正な運営の確保等、屋外広告物制度の充実を図るべきである、こういう提言を二つ目にしました。

そして三つ目には、良好な景観を形成するため重要な要素である緑に関する制度を充実すべきである、都市公園の整備及び緑地保全、緑化の総合的推進、都市近郊の里山の緑を保全する制度の充実等の施策を講ずべきである、こういうことが

三つ目です。

四つ目には、一番大きな課題として、公共空間における景観阻害の大きな要因である電線、電柱について、無電柱化の一層の推進を図るべく、幹線道路に加え、歴史的町並みを保全すべき地域など、沿道景観の整備が望ましい非幹線道路における電線類の地中化の推進や効率的でコンパクトな電線共同溝の開発、適用などを積極的に行うべきである、これが四つ目でございます。

五つ目には、良好な景観を保全、整備していくためには、土地利用規則や建築基準関連制度による規制誘導に加え、積極的に国民、地方公共団体等を支援していくことが必要であることから、景観形成を推進するための関連する予算措置の整備拡充、税制優遇措置などの、景観を構成するために必要な支援措置を講ずるべきである。

そして六つ目には、道路、河川、公園、公共建築物の公的施設には、重要な景観形成要素であることから、国等の事業実施、管理に当たっては、地域のすぐれた景観形成に資するよう十分配慮すべきである、こういう六つの提言をいたしました。

それに呼応して、大変うれしかったのは、当時、この法律は議員立法で出したい、このように思っておりましたし、すべての仲間でその準備をしていたときに、相呼応して国土交通省が美しい国づくり政策大綱を公表されまして、その中で初めて景観に関する基本法制等の制定が位置づけられて、そして緑地保全、緑化推進策の充実、屋外広告物の適用等もあわせて示されたものであります。

これは、国土交通省が我々の委員会に常時出席して、そしてその必要性を感じられて行われたものであります。ただ、この中で大変大きな要素は、青山事務次官が八年前に河川局におられたときに、ともかく日本の景観をすばらしいものにしていくことは私の官僚としての生命でもある、こういうような話をされて、そして今回、あたかも事務次官になられて、次官としてこの景観に対する大きな推進力になったことも事実でございます。

し、美しい国づくりという、本当にすばらしい、景観に対する当時の青山事務次官の論文も、私、何度も読ませていただいたわけでございます。もちろん、竹歳局長初め職員の皆さん方の変立派な努力もありまして、そしてそれに相呼応して今回の法律に私はかかわったものだ、このような気持ちを持っております。

私は、この景観法は我が国にとって画期的な法律であると考えておりまして、党におけるこうした活動経緯もあって景観緑三法が今国会に提出されたことを大変うれしく思っておりますし、私自身も、これに携わりましたことに対して、本当に議員冥利に尽きると言っても過言ではない、このように思っている次第でございます。

そこで、特に今回、私は、広告塔、電柱、農村風景、それから、この条例を通じて国民意識の高揚、こういうものがどうなるかということが最終のキーポイントだ、このように思いますので、そのことについて質問をしたいと思っております。

戦後、我が国は、経済効率を重視し、我が国固有の美しい町並みや田園風景を保全する努力を怠り、多くのすばれた景観を失ってまいりました。特に、バブル経済に日本国じゅうが踊った時代には加速度的に町並みが崩れ始め、安定成長時代に至った今日、やっとな景観の大切さが見直されるようになったのは偶然ではないかと考えております。

まず、大臣、こうした私どもの思いを今回法律におつくりいただいた大臣の御尽力に私は心から敬意を表します。ひとつ、大臣自身がこの景観法に対するお気持ちをごどのようにお持ちか、大臣の思いを国民に向けてお訴えいただきたい、このように思います。

○石原国務大臣　ただいま、岩永委員の初当選以来八年間の取り組み、そしてまた、街並み景観小委員会の委員長として六つの提言を出され、この景観法に六つの提言すべてが入っていることから考えましても、私などよりも格段、景観に対する意識というものを強く持たれ、この法案の取りま

とめに当たられたことにまず敬意を表させていただきますかと思っております。

私もこの法案を取りまとめさせていただいた一人として感じますことは、戦後の急速な都市化の進展の中で、どうしても画一的な都市基盤の整備というものに重点が置かれまして、そこで重要視されたのは、経済性であり、効率性であり、機能性であり、その中で、美しさへの配慮という人間性が本来大切にしなければいけないものが置き去りになってきたのではないかと思っております。

東京でも見ますと、公共施設自体も、昭和三十一年代に、日本橋の上に首都高速道路のふたを引いてしまったり、童謡の「春の小川」の舞台になりまして、私の中選挙区時代の選挙区であります渋谷川にふたをかけてしまったり、コンクリートで全部を固めてしまったり、それはもう今でも残って、今修復中でございますけれども、それは、都市の空間にあつて、かなり惨めな形を持っております。

これから、町を見渡しまして、公共施設以外の景観上の問題点、どんなものがあるのかと私なりに三つぐらいにくくってみますと、やはり町並み、デザイン、色、全体として統一感がないということが一つ言えると思えます。そして、委員が御指摘をされました農山村に行きまして、本当にすばらしい景色なんですけれども、電柱がばあつと立っている、電線が張りめぐらされている。それと、琵琶湖のあたりでは本当に少なくてすばらしいと思うのですが、私どもの住んでいる関東では、目に余る広告物のはらん、こんなものがあると思っております。

今、やっとな良好な居住空間を求める中で、住民や地方公共団体の景観に関する関心というものが、委員の取り組みによりまして高まりつつあり、ある意味では、効率性、機能性、経済性という観点から大きなターニングポイントに差し加かっているような気がいたします。しかし、地方公共団体の取り組みについては差があることも事実だと思えます。委員が御地元の滋賀県は、昭和

五十九年に全国初の本格的な景観条例を定めるなど、委員を初め多くの方々熱心に取り組まれておりますけれども、すべての地方自治体がそうかというところ、まだまだそうではないと思っております。

私の生まれました湘南地方の国道百三十四号線は本当に景観のひどいところだと思ふのは、子供さんたちが入るファミリーレストランの横がラブホテルであつたり、その宣伝がけばけばしくされていたり、昔の私が子供のころ住んだ地域とは打って変わるような状態になっております。

国としても、景観法の制定を契機にさせていただいて、地域ごとの個性を生かした良好な景観の形成を、委員が六つの提言の中で一番最初に御指摘された国政上の重要施策、重要課題と位置づけさせていただき、観光立国の観点からも総合的な景観政策を推進していかなければならぬということに改めて感じさせていただいたところでございます。

○岩永委員　ありがとうございます。

これから、大臣、この法律を制定し、そして国民に理解をいただき、なおかつ国民自身が意識の転換を図って、そして主観に訴える部分が、個人の財産ではあるが公のものであるという、そこまでの意識改革をしようと思うとこれまた大変なことだろう、このように思うわけですね。

だから、私は、むしろきょうからスタートだ、このように考えるわけでございますので、ひとつ、そういうような意味で大臣が今後この法律をどう国民に訴えていくのか、そこあたりの大臣自身の気持ちがお聞かせいただければ、このように思います。

○石原国務大臣　先ほど、私の中選挙区の時代の渋谷川の話あるいは生まれた湘南の国道百三十四号線の周りの話等をさせていただきましたが、そういうものをものとすばらしい景色に戻そうというには、やはり委員が御指摘のとおり、住民の方々がおやなんだということをおっしゃっていただかないことには、個人の財産権の問題等々もありません。

すので、それを変えようということはなかなか難しい。やはり私たち、先ほど、転換点、ターニングポイントという言葉を使わせていただきましたけれども、今、昔の良好な景観を回復することによって、忘れていた心の豊かさというものをしっかりと多くの皆さんが享受できる、そういうものが公共の最大の利益であるということを啓蒙していくことの大切さというものを改めて感じているところでございます。

○岩永委員　このことを、ホームページとか自民党の広報とか建築関係誌とか、いろいろなところに自民党のこの報告が載った時点で、多くの皆さん方から大変な共感が寄せられました。その中で、特に設計協会とか建築に取り組み団体が出てまいりましたし、また、NPOあたりで、こういう専門のNPOを地域ごとにつくっていく、そういうような組織も持ちたい等の話も出てまいりました。

私は、今まで環境という部分で大きな国民意識の高揚が図れましたけれども、今度は環境とあわせて、同じぐらいのウエイトで景観というものが国民の意識の中で大きな転換が図られるのではないかと、このように思っているわけでございます。そういうようなことを考えますと、これから、この法律の中で条例制定それから地域協議会そして地区設定等々を考えていく中で、本当に全国津々浦々で大変大きな議論が巻き起こるだろう。その議論を通じて、やはり公の一員であるという国民意識の改革ができるだろう、こういうことを思うときに、大変私は楽しみな思いを持ちながらこの法律を見ていく次第でございます。

大臣のひとことさらなる積極的なリーダーシップと、国民世論の喚起のために御活躍をいただきたい、このように思うわけでございます。

しかし、そうかといって、今、国でこういう法律ができましたが、地域社会の中で、地方自治体の中ではもっとも早くから景観に対する意識

が形成されておりました。そして多数の景観条例が制定をされております。

先ほども申し上げましたように、私の地元の滋賀県では、美しい県土づくりを目指してプロジェクトチームをつくり、提言をまとめるとともに、県民に対して世論調査も実施し、さらに、滋賀県景観委員会というものを発足させて基本方針を取りまとめ、大変な努力を過ぎ込んで、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例を作成したわけでございます。また、市町村レベルにおいても、地域固有の景観を保全し、また新たにづくっていくために、みずからの工夫でユニークな実効性のある景観条例を策定しているところも多くあるわけでございます。

こうした地方公共団体の努力によってつくってきた景観条例は非常に貴重なものでございますし、景観法が成立した場合においても、こうした地方公共団体における蓄積は生かされるべきだと考えております。

そこでお尋ねいたしますが、景観条例の制定状況を最初にお聞きしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 景観条例の制定状況でございますが、国土交通省が調査したところによりますと、平成十五年九月末現在で、二十七の都道府県において三十の景観条例、四百五十の市町村で四百九十四の景観条例が制定されております。割合でいいますと、都道府県で半数以上の五七％、市町村で一四％が景観条例を定めていることになっております。

また、昭和六十三年における市町村の景観条例数は九十六でございましたから、この十五年間で約五倍に増加したということになります。

○岩永委員 しかし、きのうもいろいろと参考人質疑の中で、私も議論をお聞きしておったわけでございますが、やはり景観条例での取り組みの中ではかなりの限界があったらう、私はこのように思うわけでございますし、今回の景観法ではその限界をどのように超える措置がなされているのか、政務官にお尋ねしたいと思います。

○佐藤大臣政務官 もう県会議員の時代から長年の政策テーマに携わってこられました岩永議員、もう既に御承知の上で聞かれていたかと思うんですが、私も、各地方公共団体の景観条例、大変高く評価するとともに、ただ、大きく二つの限界があるのではないかと、そのように考えております。

一つは、現行の多くの景観条例は、建築物や工作物の建築等に対する届け出とその内容に対する勧告、そういう仕組みでございます。平たく言えば勧告どまり、そういうところがございまして、例えば、周辺の町並みから著しくふつり合いな色彩やデザインであっても、強制力を持って規制することができない、そういう限界が一つございまして。

もう一つの限界は、やはり条例はあくまでも条例でございまして、法律の規制緩和であるとか、さらには国税の軽減が認められない、そういう限界もあります。

大きくこの二つが今までの景観条例の限界ではないか、そのように考えておりました、このような景観条例の限界を踏まえて、今回の景観法におきましては、まず基本的な考え方として、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者そして住民の責務を明記するとともに、新たな具体的な措置といたしまして、一つは、景観区域内の建築物等の色彩やデザインに対する変更命令、これは具体的には法の十七条でこのいうことを明記させていただいておりますし、また、景観地区内の建築物の色彩やデザインに対する認定、これは六十三条でそういうことを新たに設けておりますけれども、変更命令であるとか、そういう強制力を備えた規制をきちんと用意させていただいたということが一点でございます。

もう一つは、さらに、条例では設けることのできない、建築基準法の緩和を措置するとともに、税制上の措置として相続税等の軽減措置を講ずべく、関係省庁と調整しているところでござい

ます。

○岩永委員 法律が裏打ちをされてまいりますので、今までの条例が大いに生かされるだらう、私はこのように思うわけでございます。

そこで、車に乗っていても、よく私は、手で行くようにして景観を見るんですね。そうしたら、この範囲内に何本電柱が入っているか、電線がどれだけあるかというのは、本当に無性に腹が立ちます。そうかといって、我々の生活のエネルギーを供給していただいている電力でございまして、そこあたりの矛盾というのは何ともいたし方がないと思っておるわけでございますが、御承知のとおり、パリやロンドンでは電柱を見ることとありません。また、諸外国の観光地においては、電線や電柱が観光客の視野を遮るといふことはございせん。我が国で、電線、電柱が目ざわりにならない都市や観光地は皆無だと言つても過言でないわけでございます。景観がすぐれていると言われている観光地においては電線の地中化はまだまだ不十分でございまして、とても観光客が納得できるものではないわけでございます。

林副大臣にお尋ねをいたしますが、電線の地中化というのは大変大きな課題である、しかしながら、莫大なエネルギーと経費が要るもの、私はこのように思います。しかし、無電柱化推進計画も策定したとは聞いておりますけれども、本当に腹をくくってこれをやらなきゃと思うわけでございまして、国土交通省はもちろん、電力会社そして地方自治体等が一致団結してこれに当たらないと聞かぬと思うわけでございますが、決意のほどをお聞かせいただきたいと思ひます。

○林副大臣 電線、電柱につきましては景観を阻害する大変大きな要因でありまして、無電柱化は、良好な景観をつくる上では極めて重要であるというふうに私も認識しているところでござい

ます。

岩永先生御指摘にありましたように、我が国の市街地の幹線道路においてはまだ無電柱化は九％というところで、欧米諸国に比べて極めて大きく立

ちおくれしているところでございます。

御指摘の無電柱化推進計画、この四月に新たに立ち上げたわけでありますけれども、今後五年間で約二倍の一七％まで持つていこうというところでスタートしたところでございます。と同時に、歴史的町並みを保全すべき地区などにおいても面的に無電柱化を実施するというところにしたところでございます。

また、本法案において電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例を設けておりまして、この共同溝整備道路として指定することが可能となるというような規定を盛り込んだところでござい

ます。

これらによって、電気事業者、電気通信事業者との連携を一層図つていきながら無電柱化を積極的に推進してまいりたい、このように考えております。

○岩永委員 次は、農村部の田園景観、そして里山の風景を守るために、新たに景観法の中の位置づけがなされているわけでございますが、私、今回、都市と農山漁村の共生・対流を進めるための調査会というのが我が党にございまして、その基本であるニューコミュニティ委員会の委員長も実は仰せつかつておるわけでございますが、都市住民がこれからどんどんやはり農村部に向向いていかなきゃならない。そして、お互いに共生、対流を深めて、どこで住もうともその味わいを受受できるようにしなきゃならぬ。

しかしながら、現在、二十一万ヘクタールも耕作放棄地がある。それは琵琶湖の約三分の面積に相当する、こういうようなことでございまして、農林水産省では、この棚田の景観や、それから里山等々の景観に対してどういう手だてを講じようとしているのか、簡単にお聞かせいただきたいと思ひます。

○木村大臣政務官 お答え申し上げます。農林水産省としても、農村の田園や里山等の景観の維持、保全を図ることは大変重要と考えております。

今回の法案によりまして、まず市町村が景観農業振興地域整備計画を策定し、景観と調和のとれた農地の利用への誘導を図ることとしておりますし、また、耕作放棄地の発生を抑制するために、景観整備機構として認定されます公益法人やNPOなどが農地の利用権を取得できるようにするほか、景観に配慮した森林の整備などを施策として講ずることとしております。

また、議員が今御指摘されました棚田についてであります、その形状や石垣積みを保全するための地域の取り組みを景観農業振興地域整備計画に位置づけさせていただき、このことによりまして、棚田の特色ある景観の形成の促進に貢献していくものと考えております。

また、あわせて事業面においても、積極的に棚田保全に資する支援措置として、立地条件に配慮しました簡易な農地整備や、農業生産条件の不利を補整するためのいわゆる中山間地域等直接支払いなどを引き続き実施していくこととしております。

今後とも、国民共通の財産として、個性ある、魅力ある農山漁村の姿を次世代に継承するために努力してまいりたいと思っております。

○岩永委員 次に、屋外広告物についてお尋ねをいたしたいと思います。

日本の、これは大企業初め中小零細企業、小売店まで、特に商売のためには、ただ看板が大きければいい、そして目立ってほしい。景観に配慮した広告物というのは本当に見たことがございません。しかし、御承知のとおり、ヨーロッパあたりでは、本当にどこに看板があるのかわからない。そして、広告塔というものの以外にそういう看板は見当たらないというような国民意識を、大変すばらしいものだ、私はこのように思うわけでございします。

そのことのために国民も意識を改めることが大変必要でございまして、広告主も、景観に調和した価値の高い屋外広告物を求め、同時に地域住民も、美しい、価値の高い屋外広告物を地域の誇り

とすることを目指すべきだ、このように思うわけでございします。

今回、条例にそういうことをすべて託しているわけでございしますが、私は、条例ができなければ、今の屋外広告物が撤去されたり、新たに地域の景観を阻害する部分での排除ができないのか、このことを考えるんですが、これについてはどのような決意で対応していくかと思われるのか、お伺いしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。

平成十五年度に違反広告物として簡易除却を行ったものだけを数えましても年間千六百万件に上るといふこととございまして、町には違反広告物がはんらんしております。そこで、今回の屋外広告物法の改正案におきましては、違反広告物をなくして良好な景観を形成する観点から、いろいろな必要な対策を盛り込んだところでございします。

具体的には、条例に違反した屋外広告物について、知事がみずから違反広告物を撤去できる簡易除却制度の拡充を行うこととしておりますし、また、郊外の野立て看板などの違反広告物に対しても行政代執行の要件の明確化を図ることとしております。

また、罰金さえええばという態度で条例違反を繰り返して違反広告物を生み出す不良業者がかなりおまして、屋外広告物について条例で登録制を導入し、営業停止などのペナルティーを科することができるところとしていくところでございします。

○岩永委員 質問の冒頭に申し上げましたように、景観緑三法の制定は、私が国会議員になって最もやりたかった仕事でございします。この景観緑三法は、将来の我が国の形を美しくつくり上げていく上において、画期的かつ不可欠な法律だと信じているところでございします。今国会においても、皆さんによく審議をしていただき、早期にこの法律が成立するよう心から期待するものであります。

しかし、また一方、法律が成立しただけでは景観はよくならないことも認識しなければなりません。地域の景観行政の現場で景観緑三法が十分に活用されると同時に、先ほど申し上げましたように、国民的な運動が展開されることにより国民の意識が変わっていく、こういうことが大切でございします。

いいますので、こういうものにも取り組んでまいりたいと思ひます。さらに、国民の皆さん方の景観に対する理解を深めるために、教育ということも大切だと思ひます。調べてみましたら、宮崎県の中学校で景観教育というのを行っているんですね。こういうことも文部科学省と一層連携を図ってまいりたい。この方法でやっていくことが重要であると認識しております。

最後に、再度大臣にお尋ねをいたします。くどくど申しわけございません。景観緑三法の成立後、我が国のすぐれた景観を子々孫々に伝えるために、普及啓蒙をいかにして進めていかれるのか。また、今回の法律により骨格はできると思いますが、景観に関する施策が地域において十分に展開されるよう、景観計画の作成や条例の制定をどのように推進していかれるのか、大臣の決意を再度お聞きしたい、このように思っております。

○岩永委員 ありがとうございます。この間、経団連の奥田会長にお会いしましたら、向こうから、すばらしい法律ができるなら、これは国家にとって画期的な法律だ、経団連も総力を挙げてこの法律の推進を促していきたい、普及していききたい、このようにおっしゃってられました。戦略会議でも、我々の先輩が本当に長年これに挑戦してきたけれども、屋外広告物の、知る権利等々の問題で大変大きな阻害を受けてきた。すべてを乗り越えて今回この法律をおつくりになられた石原大臣初め国土交通省のスタッフの皆さん方に心から感謝を申し上げ、自由民主党としてもその取り組みをしてまいりましたが、こういう形で集約されたことに御礼申し上げます、質問を終わります。

○石原国務大臣 ただいま岩永委員がおっしゃられましたように、法律ができたからといって景観がよくなるとは私思っておりません。地元の方公共団体の皆様方の取り組みが重要であるということとは、お地元の滋賀県を見ればもう明らかだと思っております。そして同時に、地域に暮らす方々、NPOの皆さんなどの理解と行動が極めて重要だと思ひます。先ほど岩永委員がおっしゃられたように、多くの方々が、町に出たらこうやって町を見て、電柱がある、電柱があるというのはいくつか、規制を受け入れるか、事業に協力するか、住民の皆さん方の姿勢、考え方によって大きく影響するんだと思ひます。その意味でも、地域の住民の十分な理解を得るためにも、啓蒙、啓蒙、こういうことが重要であると思っております。

○赤羽委員長 高木陽介君。○高木(陽)委員 公明党の高木陽介でございます。昨日に引き続きまして質問させていただきますが、昨日、景観法について私自身が懸念する問題を二つ、一つは、景観法の制定によりまして、かつて個性あるまちづくり、これがなくなってしまうのではないかとということ、もう一つは、景観法で規制をすることによりまして、逆に地域の経済活動が阻害されるのではないかと、こういう質問をさせていただきまして、この問題に対しまして、大臣は、景観法は地域の独自の取り組みを支援するものであり、景観法の制定により各地域

さらに、地域のまちづくりの主役という問題で
すけれども、やはりその地域の実情に精通してい
るのは公共団体である、また、何よりも、そこに
住んでいる人たち、その住民の方々が主体であ
る、これはもう論をまたないと思いますけれど
も、この主体である地方公共団体に対して国とし
てどのようなことができるのか。また、住民の方
々に対して、景観に関するしつかりとした意識
を持っていただくかないと、幾らこの法律がきて
もそれがうまく生きていかない。このように、住
民の意識の向上というものもこれから大きな問
題ではないか、このようにも思います。

また、今回、景観を形成する重要な要素である建築物、その集合体である町並みのうち、景観上価値の高いものについては、その外観を維持するために建築基準法等の規制を緩和していく、こういうふうなことを考えていったときにどのようなことを緩和措置ができるのか。こういった点について本日は質問させていただきたいと思います。

まず、先ほど申し上げました、景観行政の主役は公共団体である。地方公共団体が新たな景観行政を行うために、新たな財政支出、これが伴うと思います。特に、景観に配慮した公共施設を整備する場合は、通常の公共施設の整備に比べて追加的な財政支出があるのではないかと。景観重要建造物、このような建造物の情景と周辺の歩道などの整備を一体的に行う、これはやはりお金がかかることでありますから、町並みの景観を向上させるようにする場合に、大きな負担になるのは間違いないと思います、どの公共団体を見ても財政的に苦しいのが現実ですから。

そこで、景観行政を行う地方公共団体に対して
国として財政的な支援をどういふような形でやる

○竹歳政府参考人 お答えいたします。

景観行政に景観条例をつくって取り組んでいる公共団体は、都道府県、市町村合わせてもう五百以上にも上っておりますし、そのほかにも、ガイドラインとか要綱等によるソフトな取り組みを進めている、数多くの公共団体が景観行政に取り組んでおります。そういう意味で、多くの公共団体では、景観の問題が公共団体の重要な事務として定着してきていると思います。

ただこれから新たに取り組む場合や、それから、景観に配慮した公共施設の整備でございますとか、景観上重要な建築物等の修景や周辺の歩道等の一体的な整備などを行う場合には財政的な負担が生じることは、今先生が御指摘のとおりでございます。

国としては、これまでも街なみ環境整備事業などによりまして公共団体のまちづくりを支援してまいりましたが、今年度は、さらに、まちづくり交付金でございますとか景観形成事業推進費を創設いたしましたして、公共団体を支援する制度の充実を図っているところでございます。これらの助成措置を活用し、また、さらにこういう支援措置を拡充して、景観形成に意欲ある市町村の取り組みを積極的に支援してまいりたいと思います。

○高木(陽)委員　今局長の方から答弁いただきました。国としても積極的に支援をしていくと。しかしながら、これはまず公共団体が意識を持つて、その事業を展開する、計画して展開をしていかなければいけないわけですね。そのときに、すべての公共団体が景観に関する知見や組織、体制を有しているわけではない。例えば、現在景観条例を定めている、積極的に景観行政に取り組んでいる市町村というのは約四百五十ある。これは、全国三千の市町村のうち一五％である。残る八五％はまだそういった取り組み、やっているところもあると思いますが、条例まで定めて積極的にやっているとは思いますが、条例まで定めて積極的にやっているとは言いがたいと思うんですね。

持っております。

せつかくの景観を生かすも殺していくも、地方公共団体が景観法をどう活用していくか。そこで、景観に関する地方公共団体の能力を向上させる、景観法が適切に活用されるよう、国は地方公共団体にに対し助言や支援、いろいろな知恵というソフトの部分に応援していかねばいけないのではないかと思うんですけれども、その点についてはどう考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○竹蔵政府参考人 昨日の参考人質疑の中でも自治体の中で、やる気や能力の格差がある、こういう問題にどう取り組んでいくのかというお話がございました。景観の問題は公共団体がそれぞれ主体性を持つて取り組んでいく問題でございませうけれども、やはり同じように、いいモデルを見て、それにみんなが触発されて、それぞれの地域の個性を生かしたまちづくりを進めるということも非常に重要だというお話もきのうの参考人質疑の中でございました。

したがって、私もといたしましては、法の施行に際して、画一的なまちづくりにならないように、そういう統一的、画一的な運用を強いるようなことは全く考えていないわけでございますが、本法案の内容は多岐にわたります。したがって、この制度を適切、有効に活用していただくためにはいろいろな助言や支援が必要では

また、支援方策としては、税制上の措置でこさ

いますか。予算、それからソフト面からは、先ほども申し上げたように、先般の御答弁でも、大臣も御答弁申し上げましたが、研修や説明会等を通じた景観に関する専門家の育成や普及啓発、こういうようないろいろなことを組み合わせながら、より一層の支援をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○高木陽委員 昨日の参考人の質疑で東大の西村先生も、認定制度の例を引かれながら、マンパワリーの充実が必要である、このように指摘もされておりました。やはり、どんないい制度も、それを使っていくのは人間でありますから、これは首長だけではなくて、住民の方々、さらにはNPQの団体、そういつたところにもしっかりと光を当てながらやっていかないと、これはうまくかみ合っていないかなんだろな、そのように思いますので、財政的な措置もする、そういつたソフトの部分もしっかりと支援をしていくということ、よろしく願いを申し上げたいと思います。

続きまして、意識を持った団体、NPO等々は、そういう応援をされればどんどんやっていくんでしょけれども、一番重要なのは、そこに住んでいる人です。国民の意識、その人の住民の意識、これが向上しないと、幾ら自治体、公共団体、市長さん、または町長さん、村長さん、そういった首長の人たちがやろうとしても、その主体者である住民が意識を持っていないと、結局これはねつけられてしまう。

そういった中にありまして、景観法において

も、第三条で、国の責務として「良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならぬ」。このように書いておりますけれども、景観に関する国民の意識向上のためにはどのように取り組んでいくのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 具体的な取り組みについて申し上げたいと思いますけれども、今後、景観法を初めとする景観関連の各制度についてのいろいろなガイドラインの策定でございますとか、地域の住民の皆さん向けにパンフレットの作成でございますとか、シンポジウム、説明会の開催等さまざまな手段で、先ほど先生御指摘の国の責務を果たしていかなければいけないと思います。

また、先ほど大臣が宮崎の例を若干触れられましたが、宮崎市におきましては中学生のための景観教室というのを開いておられるようでございます。何と十七時間も時間をとりまして、まちづくりに関する学習、まちづくりと住民参加、景観、町並み観察、模型づくりとか、非常に多様な取り組みをされているということに非常に私は感銘を受けました。

今回の法案でも、文化財保護法改正案ということとを別途国会で御審議いただいておりますが、景観行政分野におきまして文部科学省との連携も一層強めるというようなことで、先ほどの宮崎市の例なども参考にさせていただきながら、教育の分野においても、こういう景観教育の実施等、連携を図ってまいりたいと考えておるわけでございます。

○高木(陽)委員 パンフレット等も作成するというふうに今答弁いただきましたけれども、ここで一言申し上げたいのは、役所をつくるパンフレットというのはおもしろくないですね。例えば、今国会でも、昨日、衆議院の本会議で年金の改革法案を可決して参議院に送付されましたけれども、年金の説明のいろいろなパンフレット等を厚生労働省がつくりまして、いろいろと見ますと、わからないんです。専門家である役所の方々はよくできたなと思っているんですけども、読む側の立場に立っていただきたいと思うんですね。

特に国民、その住民の人たちの意識啓発ということを考えた場合には、専門用語を使われてもわからないということで、こういった点もしっかりと意識を持っていたきながら、パンフレット

の作成ですとか教育に取り入れていく、これはまさに必要だと思えます。やはり子供のころから景観という意識を持てただければ、それが大人になったときに、住民として、その主体者として取り組むときにはこれは必要であらうな、このように思いますので、その点もしっかり認識をさせていただきながら進めていただきたいと思えます。

次に、国民の景観に関する意識が向上しますと、良好な景観の形成の機運が高まってくる。しかしながら、現行の税制は、地域のシンボルとなるお屋敷ですとか昔からの建物、景観上重要な建物を相続した方が地域の景観のためにその建物を残そうと考えても、どうしても相続税の負担に耐えられず売却をしようとする、取り壊される、こういった問題がありました。美智子妃殿下の実家の正田邸の問題もありましたけれども、そういったことを考えますと、相続税を初めとする税制上の支援、これが重要であらう。

景観法に関する税制上の支援措置、これはどのようなになっているか、お答えいただきたいと思えます。

○竹蔵政府参考人 今先生御指摘のとおり、良好な景観の核となるような景観上重要な位置を占める建造物が、相続に際しての税の負担に耐えられず、売却されたり取り壊される事例が少なくありません。

先日の本委員会の視察でお伺いした町家の方も、おじいさんそれからお父さんからの相続時に数億の相続税がかかる、これでどうしようかと非常に悩まれたというお話も伺いました。また、倉敷市の実例では、五億七千五百万の立派なお宅が、やはり相続時に持ち切れなくなってしまうとして、今後、古い、いいものを守りながら良好なまちづくりを進めるという意味で、相続税の問題とか、非常に重要だと考えております。

私どももいたしましては、この法律に基づきまして景観重要建造物の指定を受けた場合には、当

該建造物とその敷地について、相続税の課税評価において、その利用上の制限の程度に応じた適正な評価を行うということで、今関係省庁と調整しているところでございます。

また、景観重要公共施設に関する事業のために有効に利用できる土地等を公共団体または景観整備機構へ譲渡した場合は、所得税、法人税の課税において、当該所得について千五百万の特別控除を行うという措置も予定をしているところでございます。

○高木(陽)委員 税制のインセンティブが働くことによって、本当に重要な、重要な建物というのか、良好な景観にとつて必要な建物というのが残っている可能性というのは多々あるわけです。この点についてはしっかりとやっていただかないと、本当に、周りの人も残したい、本人も残したい、ところがどうしても先立つものがない、こういう話、これは今までも、表に出てこなくて、問題となつて壊されてきたものというのは多々あったと思うんです。財政当局の方というのはお金を取ることにしか考えていませんから、この点についてはさらに拡大していくという方向性で考えていただきたいし、与党としてもその問題についてはしっかりと取り組みたい、このようにも思います。

地域の景観形成を進める上で、地域に親しまれている歴史的な建造物、この保存または活用といたことが重要であると思えます。どのような町にも、古くからあって、その地域にとつてシンボリックな存在、親しまれている建物があると思えますけれども、例えば神社仏閣ですとか、明治、大正期、昭和の初期に建てられた小学校、銀行、そういった建物ですとか旧家のお屋敷ですね。去年ですか、おとしですか、滋賀でも小学校の取り壊し問題で町長選まで行っちゃった、こういうこともありましたけれども、こうした建造物を保存、活用すると大幅な改修が必要になる。一方、こうした建物というのは、当然のことながら、現在の建築基準法による規制が適用される以前から建つていたために、建築規制に適合しない

場合がある。

建築基準法では、昔からあって現在の建築基準法の規制に適合しない建築物は既存不適格建築物として、違反建築物にはならないんですけれども、これを大幅に改修しようとするときは建築基準法上の規制に適合しないと改修ができない。この辺のところも大きなネックとなっていると思えます。

例えば、文化財保護法に基づいて指定を受けた重要文化財のようなものであれば、建築基準法の適用除外とされているため、必要な改修をして保存していくことができる。しかしながら、先ほど挙げたような、古くからある町のシンボル、重要文化財にはなっていない建物に対して法律に基づく文化財等の指定を受けることは、これはなかなか難しいと思います。

建築物の安全、これは国民の生命財産にかかわるものであつて、建築基準法による規制が必要なのはだれもが認識はしていると思えますけれども、地域の景観形成を進める上では、こうした建築物の保存、活用、これがどうしても必要になってくる。この辺がぶつかり合つてしまつてしまつてすね。

そこで、今回の景観法において景観重要建造物の指定という制度が盛り込まれておりますけれども、この制度によって建築基準法の規制を緩和できることとなっているが、具体的にどのように緩和されるのか、御説明をお願いいたします。

○松野政府参考人 お答えいたします。景観重要建造物が建築物である場合でございますが、今御指摘のとおり、かなり古い建築物であるということで、現在の建築基準法には適合しない、いわゆる既存不適格建築物というものも多いというふうに思えます。

先生もお話のあったとおり、これを増改築するとか、あるいは大規模な修繕、模様替えをするというときには、原則としては、現在の建築基準法に合せていただくということが必要になる原則がございました。例えば、道路内に突き出して軒

があるという場合にはそれを削らなければいけないというようなことになるわけですが、その良好な景観の保全を図ることができなくなってしまうというケースがございます。

そのため、今回の法律では、景観重要建造物である建築物のうち、良好な景観の保全を図るためにその外観を保存すべきものにつきましては、市町村が国土交通大臣の承認を得まして、条例で、外壁等の防火措置あるいは道路内の建築制限、高さ制限、容積率、建ぺい率等の制限の全部または一部を適用しない、あるいはその制限を緩和するということができないこととしたところでございます。

○高木(陽)委員 建築基準法の緩和、これは景観形成にとって大きなプラスになるとは思うんです。

もう一つ、同じように、個々の建造物の保存だけではなくて、町並みそのものを保存する、これも同じような問題が生じると思うんです。

例えば、先日、都市再生特別措置法の審議のとき、参考人で大分県の臼杵市長が来られてまして、あそこは城下町で、臼杵城址を中心に多数の寺院、武家屋敷、城下町独特の迷路状の街路、町並みが形成されている。市長いわく、臼杵市はこうした特色を生かして、行政そしてまた地元住民が一体となって、昔ながらの町並み、景観を守ろう、こういうまちづくりが進められていますが、こうした城下町の街路というのは大体狭い、沿道の建物を保存、活用するために改修しようと思っても建築基準法の規制に適合することができず、建物の改修ができないうったことも聞いています。

そこで、建築基準法ではこうした町並みの保存のためにどのような緩和措置が設けられているのか、この点について伺いをしたいと思います。
○松野政府参考人 先ほどは景観重要建築物、個々の、単体のものですが、御指摘のように、建築物群として町並みを保存していくというケースのためにこれまでどのような政策があるか

ということでございます。

建築基準法では、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するための都市計画の制度として、伝統的建造物群保存地区というのがございます。この地区内の建築物につきましては、条例で、高さ制限あるいは建ぺい率制限等の制限の全部もしくは一部を適用しない、あるいはこれらの制限を緩和するということができないことになっております。

この伝統的建造物群保存地区の制度とは別に、いわゆる道路の規定、つまり、建築基準法は、原則として、四メートル以上の幅員の道路に接しなければいけないという原則がございます。ただし、地形上どうしても道路の幅がでないケースがあり得るということがございます。その場合には、特定行政庁が幅員を別の数値として、緩和した数値で指定するというのができる制度があります。つまり、防災上の支障がどうしても生じる。つまり、消防車がなかなか入っていかないとか、そういうことがあり得るのではないかと、ということ、なかなかその活用をしないという特定行政庁もございました。

そこで、平成十五年の基準法の改正によりまして、当該指定を行う際に、条例で防火上の構造制限というように必要な制限を付加しながら緩和するということができるように制度改正したわけでございます。

結果、道路幅員の緩和を行いやすくなつてまいりました。狭い道路に面する古い町並みの保存が図られるということができるようになりました。例えば今お話がございました臼杵市では、道路の両側に昔からの立派な石垣のある町並み、これはなかなか物理的に道路の拡幅ができないというケースでございますが、この幅員の緩和の指定制度の活用を検討しているとお聞きしております。

今回、この法律の中の景観地区内におきましても、壁面線の位置の制限をかけるということをおわせて行いながら、これに適合した建築物について斜線制限の緩和措置を創設するというようなこと

とで、古い町並みが不統一なものにならないような規制の合理化を行うこととしております。

今後とも、これらの制度の活用を積極的に進めていただくよう、技術的な助言等に努めてまいりたいと考えております。

○高木(陽)委員 きのうからの質問で、光と影がこの景観法にはあるのではないかと指摘をさせていただきまして。きのう、きょうの質問で、影の部分というのはいろいろな手法を通じながら克服していく、こういった御答弁もございました。

ただ、今、建築基準法の部分でも質問させていただきましてけれども、こういった専門的な部分というのはやはり行政がしっかりと取り組まなければいけないだろう。その主体は地方公共団体であらう。その一方で、景観全体を考えた場合に、その主体はあくまでもそこに住んでいる住民でありますので、地方公共団体、その住民、そしてそれを支援していく国、この関係というものがしっかりと連携をとらないと、せっかく景観法というものができて景観に対するまちづくり第一歩を踏み出すときに、これがなかなかうまく回っていかないとだめであらう。

先ほど指摘をさせていただきました、画一的になるのではないかと疑問に対しても、やはり何かモデルがないと、ゼロのところから全部考えたら無理だろうな。そういう意味では情報というものがしっかりと共有されていく。なるほど、こういうやり方があるのか、こんな形もあつたのかというものを各公共団体または住民の方々にも発信していただきながら、またはそれをコーディネートしながらまた逆発信をしていくといううようなことを繰り返しながら、豊かな良好な景観というものを形成していくためにさらに努力をしていただきたいということをお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

○赤羽委員長 ありがとうございます。

○岩國委員 おはようございます。民主党を代表

いたしまして質問させていただきます岩國哲人でございます。

まず、今回の景観緑三法案の中で、広告物についていろいろな規制を強化していこう、私は大変好ましい規制であらうと思っておりますけれども、看板の規制については、許可する段階での規制も非常に大切だけれども、撤去させるためにはどういった権限を持っているのか。こういったことについてももう少し市役所その他の公的機関に権限を持たせて、例えば、夜逃げしてそのまま看板だけはいつまでも置いてある、電柱に何とか喫茶店といつて、大阪から来た方が出雲市の中を通り過ぎるときに、ああ、この辺でお茶をと思つて行つてみたらその店は探してもないとか、あるいは不幸にして倒産されたお店、そういった夜逃げ、倒産、そういったところが、なかなか看板まできれいに整理して夜逃げするという人は非常に少ないわけでありまして、そういったことが全国各地にあるわけです。

こういうのを、私は出雲市長時代に、市役所の中に看板娘、看板男を一人ずつ置いて、市内をどんどんパトロールさせました。要するに、もう要らなくなつてくる看板、字がかすれて読めなくなつてくる嫌な感じを与える看板、そういうのはどんどんたたき落とす。あるいは、その所有者、責任者がわかるときには連絡をつけて、落とすか塗りかえるか、どちらかをどんどん迫つて町の美化に努めたこともあります。

このような権限が今度の景観緑三法の中にしっかりと規定されているかどうか。局長の御答弁をお願いいたします。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。まず、屋外広告物の運営に関する権限の問題でございます。

現在、屋外広告物条例をつくっている団体は、都道府県それから政令市、中核市の九十五団体というところでございまして、一般的な市町村はその権限がございません。しかしながら、先ほどから御議論になっており

ますように、景観形成の上で看板の問題が非常に重要だということでございまして、景観法で景観行政団体になった市町村は、中核市、政令市以外でも、県と相談して屋外広告物条例についてみずから規制できる、このような仕組みにしているわけでございます。

〔委員長退席、望月委員長代理着席〕

○岩國委員 地方自治体でいろいろな権限を使つて実行することは、昨日も金沢市長さんのお話を伺いました。そして、これからは、もう個別にあちこちに看板を掲示させるのではなくて、集合的にやってみようかという提案もなさつていらっしゃる、これは非常にいい提案ではないか、そのように思つております。これは観光地、例えば豊科の国定公園、そういった国立公園、国定公園の中では看板が規制されておつて、そして集中的にざあつと並べられているのを皆さんもご覧になつたと思ひますけれども、ああいうやり方を全国的にももう少し強制してはどうかかなというふうに思ふわけです。

もちろん、それは町の全体的な美観の上で、集合してそこには看板が集中するということとは、全体の調和を考えなければならぬわけですが、けれども、そうした、自治体において条例をつくる、あるいは金沢市の屋外広告物審査会、昨日の参考人としての御意見もちょうだいいたしましたし、こういうものを設置するとか、幾つも手が打つてるとは思ひますので、そういう点について、国交省の方で、総合的に、日本全体の町の美観という観点から、屋外広告物についてどういう取り組みをこれから強めていこうとしておられるのか。

そしてその中で、出雲市は看板娘、看板男ということでもって権限を相当持たせましたけれども、一番困つたのは、やはり選挙の後、落選した人のポスターが、当選した人はきれいに片づけるんですけれども、落選した人ほど片づける人が少ないわけです。

ですから、これについて、大臣、何らかの、大

臣は落選された経験はないようですけれども、政治家の一人として、こういう政治家の選挙絡みのポスター、立て看板、こういったものについてはどういふ態度でこれから町の美観という角度から臨んでいこうとされるのか、御所見をお願いしたいと思ひます。まず大臣の御所見を。

○石原国務大臣 個人的な主観になつてしまひますが、やはり、これはもう許可されている広告物、すなわち政治活動で許可されているものが今掲示されているわけでございますので、その撤去というものの、政治家のモラルの問題として撤去するということに尽きるんだと思ひます。

ただし、委員が御指摘されましたようなケースはいろいろところで、選挙が終わつた後、地方を回りますので、また都会を回りますとも見かけられますので、これもやはり啓蒙活動の中でしっかりと対処していくしか方法はないのではないかと。

また、政治活動に関する部分でございしますので、局長の方からもう少し詳細を答弁させていただきますか。

○竹蔵政府参考人 政治活動並びに営利を目的としない非営利のポスターについて屋外広告物法ではどう取り扱われているかということについて、若干御説明を申し上げます。

昭和四十八年に屋外広告物法を改正したときに、表現の自由、政治活動の自由との関係で、政治関係のポスターをどう取り扱うのか、大変大きな議論になりました。衆議院で議院修正がされました。その中で、「この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。」このように定められまして、各地の条例でもこのような基本方向に沿つて運営されております。

ただ、違法な広告物、政治活動に関するポスターでも違法なものがございまして、こういうものについてはやはりきちつと片づけていく必要がある。

先ほどの、どういふふう片づけるかという点について、今回の法律については、法律に違反している広告物についてはもう少し手続をはつきりさせて町の景観をよくしていこうというようなことで、例えば、今まででございまして、違法な広告物ですから、片づけて持つてきたのを保管して、それをどう処分していいのかという規定が全くだございせんでした。したがつて、そこら辺をきつと法律に基づいて処理できるように、また、簡易な除却というものについても、今までは、ある程度の期間がないと、違法な広告物だと明らかにわかつてはがせないというような状況がございまして、そういうこともはがせるような法律的根拠を与えるということで、手続をきちつとして違法な広告物を整理していくというような法律改正を今回お願いしているわけでございます。

○岩國委員 政治活動の自由ということは、ちやうど営業活動の自由。しかし、それも広告物に関しては規制しようという方向にありますから、いつまでも政治活動だけが特権を与えられるというよりは、やはりそれは歩調を合わせて、政治活動についても、これだけ美観だとかまちづくりだとか景観だとかいうことを言っているわけですから、そういう角度から、一段とつと強い姿勢を国交省から出すべきじゃないかと私は思ふんです。

もちろん、この議論そのものは、私は政治倫理の委員会もしてございまして、今あつちで開かれておりますから、そつちの部屋の方へ行つてこれは質問するべきことかもしれないけれども、やはり政治活動の自由もある程度規制する。そして、例えば供託金は、もう最後の一枚までが撤去されたといいことを確認するまでは供託金は返さなない、そういうことも本当は、まあ、これもまたあつちの部屋の話かもしれないけれども、この美観法案に関連して、私は強く打ち出すべきではないかなと、この法案を読みながら思つた次第です。

大臣、そういうことを政府として打ち出すお考えはありませんか。

○石原国務大臣 政治活動の自由との関連については、昭和四十八年の修正の案文につきまして今局長の方から答弁をいたしましたように大変センシティブな問題で、今般のこの改革案をまとめるに当たりまして、かなり議論のあつたところでございます。

方向としては、委員がおっしゃいますように、国の重要施策として景観というものを位置づけるということ宣言しているわけでございますので、この問題につきましては、当委員会さらには政倫審、あるいはさまざまの国会の場で御議論を深めていただき、だれもが納得できるような解決策を見出してまいりたいと考えております。

○岩國委員 それでは、この問題はそれぐらいにしまして、次の問題に移らせていただきたいと思います。

次は自動販売機。

世界の中で日本ほど自動販売機がはんらんしている国はないと言われるわけですが、こういったものについて、これは災害時の障害にもなる、消防車等の活動について。あるいは景観を損なう、こういう観点からも大変問題ではないかと思ふんです。この景観法案の関連において、こうした屋外に設置された自動販売機について、もっと厳しく制限をつけるべきではあるまいかと。

また出雲市の例を紹介して恐縮ですが、屋外の酒の自動販売機は、出雲市は全部撤去いたしました。平成七年の春から始めて、平成十二年の一月、最後の一台が撤去されております。

私は、酒の自販機は優先して撤去すべきだと思ひますし、その他の屋外自動販売機についても、設置場所、設置台数については制限をつけるべきではないかと思ひますけれども、大臣のお考えを聞かせてください。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。

現在、我が国には、酒とたばこで約七十万台の自動販売機がございまして、その他も合わせると約

数百万台という自動販売機が置かれているわけ
ございまして、これは、一方では大変便利だとい
う面がございしますが、今委員が御指摘になられた
ように、災害時の問題だけではなくて、景観面か
ら、例えば京都などではいろいろな工夫がされ
ているわけでございます。

法律上の扱いでございますが、自動販売機は、
景観法上は工作物に該当いたします。したがいま
して、景観計画を定める区域におきましては、こ
の景観計画に工作物のデザインとか色彩の基準を
定めるといふようなことができます。

また、景観地区内では、さらに、例えば壁面の
位置をセットバックするというような場合にはそ
の間には置いてはいけないというようなことは制
限できることになっておりますが、そういうデザ
インとか色、産寧坂とか上賀茂では、自動販売機
にかかっている屋外広告物は〇・一平米以下にし
るとか、色彩については特別の基準を設けて制限
しておりますが、それ自体を置くということま
ではこの法律ではできない。自動販売機に木枠の
カバーをつけてそれなりに調和しているのならば
いいじゃないかと。先ほど先生おっしゃったよう
な営業活動の自由、無人の店舗というような扱い
にもなりまして、それ自体を禁止することは法律
上は困難でございます。

ただ、今回の法律で景観協定という仕組みをつ
くっております。この協定をやりますと、法律で
はできないようなところで、協定ということ
で、自動販売機を町内に置くのはやめようとい
うようなことはできるということになっておりま
す。

○岩國委員 そうした自動販売機の多くを見ます
と、大抵のところは軒下に、公道に接し、すれ
れのところまで軒下を使っているんですね。もち
ろん機械そのものは公道にはみ出ているわけでは
ありませんけれども、人が公道に立たなければ利
用できない向きになっているわけですね。

ということ、民間の経営者が公道の道を営業の
場所として結果的には使っていることになるわけ

ですね。そういう公道の使用制限というところか
ら、軒下で精いっぱい、もう道に接して設置され
ているような自動販売機は、人が立つてそれを使
うだけのスペースは、私道の中で、私有地の中で
確保しない限り認めてはならない、そういう方向
を出すべきじゃありませんか。そうでないと、一
般の道や歩道があるところで、人がそこへ立つて
買っている。当然これは障害になるわけですね。ま
た、公有地、公道を勝手に一般の店が使っている
ということになりますから、そういう面からも
もっと制限を加えてもいいものだと私は思います
けれども、そういう方向は出てこないんですか。

○竹蔵政府参考人 自動販売機で物を買うときに
公道に立つて買っているではないかということ
ございしますが、たばこ屋さんで物を買うときにも
公道で立つて買ったりするわけで、さつき申しま
したように、自動販売機は無人の店舗というよう
な位置づけに法律上はなると思いますが、先生
今おっしゃったことはなかなか難しいんじゃない
かなと思います。やはり、今回景観法というこ
とでいろいろ工夫もするわけでございますから、
いろいろな取り組みを今後考えていきたいと思
います。

○岩國委員 難しいからやめるとか、難しいから
前向きな検討もしないというの、私はちょっと
おかしいと思います。難しいからやめるのは民
間企業の論理であって、難しいからこそ役所が
あるんじゃないですか。易しいことだったら役所な
んか置く必要はないんです。私はそのように思
います。

次に、景観の上で非常に大切な美しい名木それ
から並木、こういったものは非常に景観上重要だ
と思いますけれども、本法案では、どのようにこ
れをもっと奨励し、あるいはこういった樹木を保
護するための措置が講じられているのか。

景観の上で緑という存在は非常に大きいと思
いますけれども、この点について、具体的にどの条
文によって、今までよりもはるかに並木がふえ
る、今までよりもはるかに背の高い並木も許され

るようになってくるのか。今までと同じ背の高さ
の並木しか許されないのか。外国へ行けば、もっ
と背の高さ、まあ人間の高さもそうですけど、
も、並木の高さが非常に違って、それが非常に景
観のアクセントとなっているんですね。この点に
ついては今までとはどういうふうに変えてくるの
か、端的にお答えください。

○竹蔵政府参考人 端的に申し上げますと、景観
法につきましては、二十八条で「景観重要樹木の
指定」ということで、その町のシンボルとなるよ
うな大きな木についてはこういう指定をして、
切ったりする際には許可が必要というようにな
ると守れるようになります。

また、都市緑地保全法の方で、一本一本の木で
はございませんが、屋敷林とか、そういう形で
残っているものについては、また別途の地区計画
とか、それから市民緑地とか、いろいろな形で固
まりとしての緑を守っていくというような制度も
用意されているわけでございます。

○岩國委員 これは名木になればなるほど古い屋
敷に、あるいはお寺に立っているものが多いわけ
ですが、その周りの環境は激変しているわけ
です。

最近、国土交通委員会で、私も御一緒に京都
市に視察に出かけましたけれども、今まで低い木
づくりの家が隣にあったのが、突然大きなマン
ション。当然、木も方向転換しなきゃいけない
ですね。今まで伸びておったのが、日当たりが悪
くなるから、日当たりのいい方向へ伸びてくる。
出ようと思うと、そこには電線がある。したがっ
て、いろいろなところで電力会社とのパッティン
グが起きている。これは、将来は地下に電信柱が
全部埋まっていくなということになればこんな問題
は起きませんけれども、出雲市の場合でも、明
寺という有名なお寺のムクの木がどんどんど
ん枝が伸びて、ついに中国電力の電線と絡むよ
うになった。市役所と中国電力が折衝した結果、中
国電力が譲って電線の位置を変更して、工事を
やってまでそのムクの木は残ったんです。

これは小さなことですけれども、そういう一つ
のことを市民がずっと見ていますから、今度の出
雲市役所は木を守るために電線の位置を変えた、
これは社会人教育にとつては非常にインパクトが
強かったんです。

今、二十八条でいうことをおっしゃいました
けれども、名木の指定にとどまらず、だから、名
木が生えれば生えるほど、それに伴って、マン
ションを変えろ、どれをと、そんな極端なことを
私は言っているわけじゃありません。しかし、あ
る程度強制力を伴って、名木の存在というもの
についてそういった配慮をされるようなものから
の公共工事あるいは公共的な工事、電力会社とい
えども、これは公共工事とは言えないかもしれま
せんけれども、公共的な工事、そういうものも私は
将来的には規制する方向をしつかりと法令の中に
打ち出しているという方が各地方自治体の交渉がや
りやすくなる、そのように思っております。

次に、ブロック塀ではなくて、生け垣について
質問させていただきます。

生け垣は、ブロック塀と比較して景観の上で
ぐれているというだけではなくて、防火対策、防
災対策あるいは防犯対策からも、私は、ブロック
塀よりは生け垣の方がすぐれている、多くの学者
の意見にもそのように言われておりますけれど
も、そういった点で奨励金をつけておりました。
こうした生け垣かブロック塀かということにつ
いて、今度の景観緑地法案では、景観上の観点か
ら、ブロック塀を抑制し、生け垣をもっとふやす
ような方向ははつきりと打ち出されております
か。

○竹蔵政府参考人 御指摘のとおり、生け垣は、
景観上また防災等の観点からも非常に望ましい効
果を有しますから、民有地緑化の一環として整備
しなくちゃいけないと考えております。

具体的な法案の中では、今回の改正ではござ
いせんが、既に緑地協定ということ、地区の皆
さんが、ここはみんなで生け垣にしようというよ
うなことを決めて、それを守る。それを公共団体

が生け垣助成をやっている例が幾つもあります。杉並区では、道路に面したところについては一メートル当たり一万円で、三十メートルを限度とするといいますが三十万まで出るとか、静岡だと限度額が七万、大阪市は何と上限は二百万となっておるんですけれども、そういうように、やはり地方団体ではそういう形で生け垣を推進していると思います。

また、今回の法案でも、地区計画によって、垣とかさくの制限などが活用できるということになっております。

公共団体における生け垣助成について今申し上げましたが、まちづくり交付金、これも公共団体がそういう方々を支援するときには間接的に応援できるというような仕組みになっておりますので、ぜひそういうことも周知してまいりたいと考えております。

○岩國委員 木や植物から、今度は川の話に移らせていただきます。

地方における河川の水面、水の面積、これは江戸時代に比べると、今では、この東京、首都圏の水の面積、池とか川とか、水面の広さそのものが江戸時代に比べて半減しているんです。半減しているだけではなくて、川へ行くまでの距離が非常に遠くなっています。これは、急速な都市化が進んだ結果、そうなるようになったわけですが、江戸時代には二百メートル歩いたら川があった。鬼平犯科帳なんか見てもすぐに川が出てきますけれども、時代劇を見れば、川が非常に近くにあるということを実感するわけですね。ところが、今は平均して五百メートル歩かないと、要するに、川はどんどん遠くへ行ってしまう、しかも川は半分の細さになってしまった。つまり、細い川がどんどんふえてきたんです。それから、今度は、都市化の結果として山が遠くなってしまった。すぐに山に行けたものが、今ではもう何キロも歩かないと、あるいはバス、電車に乗らないと山のもとまでは行けない。山は遠くなり、川は細くなり、遠山さんと細川

さんがどんどんふえる。名前でもそうですけれども、細川という名前はありますけれども、広川といふ人はだんだん少なくなってきた。遠山さんは多いけれども、近山さんといふ人はほとんどない。山は遠く、川は細く、まちづくりの結果として、細い川がしかも遠くになってしまった。こういうことについてどう景観対策として考えていらっしゃるのか。

この間京都へ行つて、京都も相当昔とは変わってきていますけれども、京都では、まだ京都駅からタクシーで十五分走らせたらどこの森に着くんですよ。東京では、東京駅で歩いて十五分といったら、森ではなくて森ビルというところに着くんです。これぐらい東京では森が、一時間かかっても二時間かかっても到達しない。こういう森の問題もありますし、それから、今お伺いしたのは水面です、水の面積、それから川を取り返す、これを景観の面からどのように考えていらっしゃるんですか。

○清治政府参考人 委員から、河川が過去の経緯において非常に少なくなってきたんではないかというお話であります。数字の上では都市においてはまだそこにそのとおりでございまして、今、市街地の中に残されております河川は、水と緑という面から、非常に貴重なオープンスペースということが言えるかと思っております。

そういう中で、これらの残された河川を、環境の面から、また景観の面からも都市の中にしっかりと位置づけて、しかも流域の方々に親しんでいただけるような、そういう川づくりというのは非常に要請も多うございますし、また、私どもの重要な課題というふうに考えているわけでございます。

このため、河川の整備に当たりましては河川の自然を大事にするような工法を採用しておりますし、また、人が近づきやすいような川づくりを工夫して進めているわけであります。

また、地域づくりの中で一体的な整備をしていくというような趣旨から、自治体あるいは地域の

方々に一緒に入つていただいてプランを練つて河川の整備を進めていくというふるさとの川整備事業ということにも取り組んでいるわけでありまして。また、子供たちが安全に水辺で自然体験をできるようにという趣旨から、水辺の楽校プロジェクト、そういうプロジェクトについても全国各地で進めているわけでございます。地域の個性であるとか、それから地域の要請、こういうものにしっかりとこたえていけるような行政が求められているというふうに認識しているところでございます。

これからの、地域の人々から愛されるような、そういう川づくりを進めていくために地域の方々と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。川は少し遠くなりましたが、足を伸ばしていただけるような川づくりを進めてまいりたいと思っております。

○岩國委員 目指していられたいというお考えはよくわかりましたけれども、何年後にはどれぐらいの水面を回復したいという目標値は持つておられますか。例えば、いただいた資料なんかによりますと、国交省の方でもいろいろな調査をしていらつしやるようですけれども、十年間にどれぐらいの水面を回復したい、あるいは、川の上を道で覆われている、舗装されているところがありまして、そういうところを舗装を撤去していかうとか、そういう形で水面を回復することも含めて、何らかの数字での目標を持つていらつしやるんだつたら聞かせてください。なければ、ないとお答えください。

○清治政府参考人 今御指摘のような点につきましては、河川の再生事業というスキームを持つておりまして、その中でいろいろな方々の御意見を聞きながら進めていこうとしているわけでありまして、これらにつきましては、都市の中であればあるほど、いろいろな障害、難しい面がござい

ます。それから、当然資金面のこともあるわけでございまして、明確にその数字をお示ししてや

くという形は難しいかと思いますが、河川の再生という流れは世界の大きい流れでもございますので、それに乗りおくれなような、それに適当な川につきましては取り組みなければならぬと思っております。

また、加えて、自然の再生という意味からいいますと、干潟の再生でありますとか湿地の再生、こういうようなものも、地方の川等におきましては当然これらも景観と関係してくるわけでありまして、さまざまな取り組みに力を入れていきたいと思っております。

〔望月委員長代理退席、委員長着席〕
○岩國委員 次に、川に関連して、今度は橋の問題についてお伺いしたいと思います。

橋は、それぞれの地域住民がいろいろな希望を出す場合もあるし、出さないうで、昔で言えば建設省、今の国交省がどんどん進めてしまふ場合もありますし、最近では、地元の住民あるいは議会の意見を聞いてからデザインを決めるということが多くなつていまして、橋が、色は違うわ、デザインは違うわ、古風なものもある、和風があれば洋風がある。非常にばらばらな印象を与えるんですね、同じ町に入りまして。

河川局の方で、出雲市の場合に、斐伊川、神戸川の例の合流のための大きな工事、出雲市はそれを受け入れて、結果として、今まで要らなかった大きな川がつくられることになってしまった。それも含めて二十五の橋が、二十五年間に毎年一本ずつ。そのときに、ばらばらな橋、この地元の下流の方の橋はこれでいいけれども、上流から見た場合には、二つ、三つの橋が重なった場合にどういふようなイメージになるのか。そういった点を建設省は徹底的にシミュレーションしていただいている。私は、これはいい方の例として申し上げているわけです。

橋が二つ、三つと、隅田川なんかにもそれはありますけれども、そういう指導がなされているのかどうか。橋一本つくるるときも、上流と一つ下流

と、そういうところのつながりというものを意識した指導というものが河川局なり道路局なりでなされているのかどうか。それについて端的にお答えください。

○清治政府参考人 橋は、河川に對しましては許可工物といふことでかかっているわけでありまして、橋を新しくかける場合とか、それから改築の場合には河川法上の許可の手続の中でいろいろな協議をさせていただいておりますが、今お話のありましたような一連の大きい河川の工事の中でたくさん橋のかけかえが必要になるというようなどときには、いろいろな協議の場を持ちまして、統一性をとっていくとか、あるいはその道路の歴史とか、そういうものの特性を生かしながら橋をデザインしているわけでありまして、個別の橋一橋の橋について、デザインそれから景観という面での指導がなされているかということにつきましては、非常に少ないというのが現状でございます。

○岩國委員 道路とか建築物についてはかなり意識が進んできているという印象を私はこの法案の中から受けますけれども、やはり橋についても、大阪の場合には、八百八橋と言われたぐらいに橋の多い町であったわけですね、浪花は。しかし、八百八橋といつても、全部というわけにいきませんけれども、やはり景観という観点から見た場合に、一つ一つはよくても、二つ、三つが重なった場合にはどうなのか、同じ目の中に入った場合に。そういう角度からこれからも指導を強化していただきたい。そうすることによって、日本という国の橋はみんなきれいだ、しかも、重なっていればなおきれいだと言われるような指導をしつかりとしていただきたいと思うし、また、指導する権限がこの法案の中に十分でないならば、私は、今後それを盛り込むべきではないかと思ひます。

次に、緑の問題についてお伺いいたします。以前この委員会でも私は質問させていただいたことがありますが、全国で青葉とか緑と

か、私の選挙区は横浜市の青葉区と緑区なんですけれども、青葉とか緑とかいう名前がついていてところほど、ほとんど緑が失われていつているんです。二十年、三十年前は、まさにその名前にふさわしかったんです。ところが、緑の減少率を調べると、国交省でも調べていらつしやると思ひますけれども、横浜市緑区というのは横浜の中で緑の減少率ナンバーワン。そのうち緑区という名前は返上しなきゃいかぬじゃないかと、地元ではそういう懸念の声すら出ているわけですから。こうした各自自治体の緑比率というものを国交省としては統計として持つていらつしやるかどう

か。これから、景観として緑の重要性というのが強調される以上、例えばの例ですけれども、東洋経済で都市データブックというのが発表されております。これは平成三年からずっと発表されて、全国の七百の市の通信簿が全部発表されて、毎年毎年。そして、総合点では何位、それから科目別では、それぞれの科目があつて、その中では、豊かさはどうなつたか、安心さはどうなつたか、便利さはどうなつたか、こういった科目別の点数がついています。

残念ながら、景観という科目がないんです。環境とか美しいまちづくりとか、こういったものは、都市間競争の中の通信簿で、これは必修科目ではなくて部活ぐらいの扱いにしかなつていないわけですね。

この景観緑三法案を機にして、そうした景観、緑というものを何らかの格付あるいは指標化して、これからの自治体のいい意味の競争、美観競争の一つの指針とする考えはありませんか。国交省自体としてやるのが問題であるならば、既に民間の東洋経済というシンクタンクがあるわけですから、そういうところに何らかのデータを提供するなり、あるいは何らかの協力をするに比べて、各地方自治体が、単なる主観だけでなくて、周りの市と比べて自分のところの市の美観度、環境度はどうなのかということ、やはりそういう指標はあつた方がいいと私は思ひます。

ども、いかがですか。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。政策を的確に遂行していく、政策評価をきちつと行つていくということのためには、やはりきちつとしたデータが必要だと思ひます。

都市の緑の状況につきましては、国土交通省では、都市公園とか緑地保全地区というような公的に担保された緑地のデータは一元的に整備はしておりますが、民有地の緑も含めたような都市の緑の比率というデータについては、東京とか横浜とか名古屋とか、幾つかの代表的なものについては把握しておりますが、全国的に把握しているという状況にはございません。

ただ、今後、こういう景観法、都市緑地保全法等の改正を契機に、やはりきちつとしたデータを把握していくということは必要であると思ひますから、データの整備や指標のあり方は検討してまいりたいと思ひます。

それから、一般的に申しますと、実は、各都市で緑の把握の仕方が違ふんです。緑の多いところは大体大ざつぱなんです。緑の少ないところはきめ細かに拾つていく。当然のことだと思ひますけれども、そういう状況があるし、それから、都市間競争等、指標として使つてはどうかというお話でございましたが、やはり大都市は、幾ら努力してもなかなか緑がふえないというか、もう緑がなくなつちやつていく。山の方に行けばたくさんあるというので、どういう形でそういう都市の努力を評価するかという問題はあると思ひますけれども、先ほどの御指摘にもありましたように、難しいことをやらないうんじやなくて、難しいことをいろいろ考へて検討してまいりたいと思ひます。

○岩國委員 こういった緑の比率、当然、東京と出雲市を比べるというのは不公平な話ですから、もともと緑しかないようなところと緑を失ふことによつて栄えたところと、簡単に比べるわけにもいきません。したがつて、人口規模等で類似のところとは、

自分のところのいいライバル、いい意味の好敵手はどこだなど、それを意識することによつてお互いの自治体がいい方向へ競争するというものをぜひ、民間の協力も得てそういう指針らしいものを、最初は試行錯誤で大ざつぱであつても私は出した方がいい、そのように思ひます。ぜひ御検討いただきたいと思ひます。

次に、農村風景との一体性ということも少しはこの景観法案の中に出ていようと思ひますけれども、この点については我が党の岡本委員の方からまた質問する予定になっておりますから、私はその点は省略いたしまして、この景観法案に関連して、学校教育の中でどういう教育が行われているか。

先ほど石原大臣の御答弁の中で、宮崎県の例も出ました。そういった例は非常にいい例で、私もうれしく思ひましたけれども、もともと組織的に、小学校、中学校の教科書の中で、ケイカンという言葉が、お巡りさんじゃなくて、景観という方が子供たちにもなじみがあるように、多分、今の子供たちにケイカンと言つたら、お巡りさんぐらいの話しかないと思ひます。ところが、先ほど調べていたように、中学校の社会科の副読本で景観という言葉が初めて登場するわけですから、環境という言葉は小学校五年生の教科書から登場してくるようだけれども、景観という言葉も少し年次を繰り上げて、やはり子供たちがきれいだとつて、やはりお父さん、お母さんにとつて怖いのは、子供の一言なんですよ。役所の人から町が汚くなったと言われよう。自分の子供から自分たちの町はちよつとよそよりも汚いねと。そういう子供たちの一言というのはみんなインパクトがあるものなんです。

ですから、ぜひ、学校教育の中で景観教育というものも強調するやうな協力関係を文部科学省を通してぜひやつていただきたいと思ひます。また出雲の例を強調してあれですけれども、出雲市では木のお医者さんをつくりました。御存じ

だと思ひますけれども、樹医制度。人間にもお医者さんがいる、動物にもお医者さんがいる。木にも命がある。その命のある木にだけはお医者さんがいない。間違いだ。

私は、平成元年に十人の木のお医者さんをつくったんです。たつたそれだけのことで子供たちにもすぐにわかるんです。木にもお医者さんがいる。木にも命があるんだ。木に命があるというところを知った子供たちは木をいじめなくなるんです。そういう子供がこれから育つてこそ、木を大切に、森を大切に、山を大切に、地球を大切に、自然を大切に。環境教育の原点は、周りの木にも命があるということをはからせること。

今、農水省、林野庁がまねをして、全国に一千人の木のお医者さんができています。世界の国の中で木のお医者さんがいるのは日本だけなんです。

そういったようなことも、景観とか緑とか山林とかいうことをおっしゃるのであれば、国交省はもつと積極的に教科書の中に踏み込んでいく、いい意味の口出しをすべきではないか、私はそのように思ひますけれども、大臣はどういうお考えを持っていますか。

それから、景観と、もう一つ眺望という言葉がありますね。景観と眺望は国交省ではどのように意見を違えておられるのか。眺望というのはもつと大きな眺め、景観というのは短い眺めですけれども、こういった点についてもお伺ひしたいと思ひます。大臣の御所見をいただけますか。ごく短くお願ひします。

○石原国務大臣 先ほど、御同僚の岩永委員との御質疑の中で宮崎県の中学校の景観の教育というものをお話しさせていただきましたが、やはり多くの方が、経済性あるいは効率性、機能性よりも美しさというものがすばらしいんだということをお話ししていただくには、岩国委員御指摘のとおり、幼少期からの景観教育というものが重要だと認識しておりますので、先ほど御答弁申しましたように、文部科学省と連携を深めさせてい

ただきたいと考えております。

景観と眺望をどう使い分けているかについては、政府参考人から御答弁させていただきたいと思ひます。

○竹蔵政府参考人 景観と眺望の関係でございますが、景観は、例えば今度の景観法でも、景観計画とかいうことで全体を指すものでございます。眺望というのは、ある一点から、例えば国会を見るとき富士山を見るとき、ある点からそういうモニメントのシンボリックなものを眺めることができるかどうか。例えばイギリスなんかでは、ある場所、公園からセントポールの寺院の屋根が見えるかどうかというような特別な規制を行っているというところで、我々の理解としては、景観というものが全体で、その中で、例えばある点からモニメントを見られるかどうかということとを別途計画の中でつくっていくんだと思ひます。

○岩国委員 出雲市は、環境探偵団とか、それから緑の少年団、木づくり校舎。夏休みには、塗り絵ノートで五十の木の種類を覚えさせる。名前を覚えなければ愛情というのはわいてこないものです。人間と人間が仲よくしたいと思うときは、まず一番最初にやることは名前を覚えることです。ですから、学校教育の中でもぜひ木の名前をもつと覚えるような、ずっと我々の先輩の時代、それから戦前、戦中もそうでしたけれども、小学校の国語の教科書は、「さいた、さいた、さくらがさいた。」で始まったんですね。そういうきれいな桜が咲いている、こんなすばらしい美しい国に生まれたんだという喜びから子供たちの教育は始まったんです。

今、一年生の国語の教科書を読んでも、桜も竹もいつまでたっても出てこないんです。もう少し、そういった学校教育、教科書の中にも、ぜひ積極的に、いい意味で干渉して、協力していただきたいと思ひます。

また、きょうはたまたま、けさの毎日新聞を見ておりましたら、今、石原大臣、教育熱心なことばかりわかりますけれども、毎日新聞の中で、こ

れは教育上いかかと思はれるあれが出ています。日本歯科医師会から四千万円の政治献金が行われた。これは事実ですか。

そして、四千万円というのは大変大きな金額で、我々、こちら側に座っているこの辺のメンバーは、とてもそんな政治献金なんか見たこともない、さわったこともないような人間ばかりがこっちに座っているわけですから、この四千万円という金額はどうお考えになりますか。ごく普通のことであるのか、余りにも大きな金額なのか。

また、ここに書かれている報道が事実とすれば、その特定期間だけお受けになったんですか、それ以後もお受けになっているんですか。

○石原国務大臣 政治資金すべてについて私がすべて掌握しているものではないかもしれませんが、岩国委員の御質問でございますので、詳細を調べまして御報告させていただきたいと思ひます。

一点、一般論として、恐縮なんですけれども、小選挙区制に変わりました、政治資金は政党を中心に集めるという形で、平成十二年、二〇〇〇年からだったと思ひますけれども、制度が大きく変わっております。我が党も政党を中心に政治資金を集めるという中で活動させていただいておりまして、政党本部から政党支部に交付される交付金というものは、その地元において、政治活動を通じて、政党の行動というものの、政党の姿というものを示す、そういうものだと私は理解しております。

○岩国委員 政党に対する献金であつたとしても、かなり巨額なものがこれは集中的に行われているわけですね。

ですから、我々、石原大臣とこうしていろいろな法案について議論させていただき、充実した審議に対して、私は、ある程度の評価をしてきておりますけれども、こうした新聞の一面に、我々のこの委員会の中心におられる石原大臣の、こういった違法と思われるような献金が行われているということをおまにしておいてこれから審議

を続けていくというわけにはいかないと私は思ひます。

ですから、政党の献金が正当な献金であつたかどうか。正当な資金であつたか、政党の資金であつたか。その点について、資料を理事会の方に、この委員会に私は提出していただきたい。それを前提にして我々はこれからの審議を進めていきたい、そのように思ひます。

委員長、いかがですか。

○赤羽委員長 その取り扱いにつきましては、後刻理事会で検討させていただきます。

○岩国委員 本日中午にそれは決着をつけていたいただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○赤羽委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時二分開議

○赤羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松野信夫君。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫でございます。

景観法について質問をさせていただきたいと思ひます。

景観法、目的は第一条、第二条が基本理念というところであります、第一条の目的のところを見ますと、施策を総合的に講ずることによって、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、こういうような規定がありまして、これが目的だということでもあります。

要するに、潤いのある豊かな生活環境の創造、これが法案の目的とされているわけでありまして、そういうような観点を踏まえて、景観の創造と保全、そして地域社会の健全な発展、これを図っていかなくてはならない、こういうふうになっ

ているかと思ひます。

こういうふうな潤いのある豊かな生活環境の創造ということが入ったということは、私も大変評価できるのではないかと。これも、ただ目で見て美しいということだけでなく、自主的に豊かな生活環境がつくられなければならない、こういう点が景観の中身にも入っている、こういうふうな理解していかと思ひますが、こういう点まで含めて景観というものを図っていく、これについて、大臣の考え、こういうものまで含めたということについて大臣の御所見をいただければと思ひます。

○石原国務大臣 ただいま松野委員が、潤いある豊かな生活環境の創造ということまで今回法案で踏み込んだことは評価すると言葉をちょうだいいたしました。私は、なかなかやはりこちらに目が向いてこなかったという現実があるような気がいたします。

戦後の著しい都市化と経済発展の中で、やはり量とか、あるいは経済性とか効率性とか機能性を重視してきた。しかし、都市化がある程度一段落して、人口減少局面というものがすぐ目の前までやってきて、やはり自分たちが暮らしている国土、景観や自然環境といった経済面以外の部分に豊かさの指標を求めていく、そういう国民の皆さんの関心が高まってきたのではないかとと思ひております。

御指摘のとおり、第一条の中で、先ほどお話しただきました潤いある豊かな生活環境の創造に不可欠と良好な景観というものを位置づけ、法の目的とさせていたわけでございます。

○松野(信)委員 私は、この潤いのある豊かな生活環境の創造ということの前提として、ただ景色を見て、見た目に美しいというだけではなくて、やはりその前提としては、地域の住民の人たちが安心して暮らせる、こういうような環境づくり、そして公共物についても、その存在意義、道路や鉄道、川、いろいろな施設、そういうものが住民から支持されている、こういうことがその前提と

しては大変重要なことではないかと思ひますが、この点はいかがでしょうか。

○石原国務大臣 午前中の御質疑の中でも、御同僚の委員の中で、やはりそこに暮らし住民の皆様方の理解というものがなくして良好な景観なるものは存在しないという意見が多々出されたと思ひておりますし、私も、それ自体重要な要素であると思ひます。認識をさせていただいてるところでございます。

○松野(信)委員 潤いのある豊かなという点から見ますと、午前中の最後に岩國委員から指摘もありましたが、けさの毎日新聞の一面にありますような日歯連から「石原国交相に「迂回献金」ということで、自民党の国民政治協会に入つたお金」が石原大臣が支部長を務める自民党の東京都第八選挙区支部に交付されていたと。

迂回というふうなことであれば、今申し上げたような潤いのある豊かなというのでは、どうも余りぴんとこない。それは、政治家の方はお金が迂回してくれば潤っている、潤いがあるというふうに見えるかもしれませんが、どうも国民から見ると、せっかく今景観法の審議をしているのに、こういう形でいくのはいかがなものかなという気がしておるわけであります。

午前中の審議の中でも、委員会に書面を出されるところというふうなお話でありましたが、二、三ちよつと確認だけはしておきたいと思ひます。

新聞報道によりますと、日歯連の白田容疑者……(発言する者あり)

○赤羽委員 長 まあまあ、ひとつ御静粛にお願いします。(発言する者あり) ちよつと、御静粛にお願いします。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○赤羽委員 長 速記を起こしてください。委員長から一言申し上げさせていただきます。委員会中の不規則発言、すべて禁止せよということも申し上げませんが、議事進行に関する件、また、その質問が妥当かどうかということにつき

ましては、委員長である私の判断にゆだねていただきたい。御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問再開をお願いします。松野信夫君。

○松野(信)委員 先ほどの質問の続きであります。新聞報道によりますと、日歯連の白田会長、この人は現在逮捕されておられるわけですが、その人、白田会長が、日歯連の代表というふうな形で、石原国土交通大臣の選挙区内である東京都杉並区で歯医者さんの方を開業している。それで、白田容疑者にも、石原大臣の方は九〇年の初出馬の際に面会をしているという記事がありますが、これは事実でしょうか。

○石原国務大臣 事実でございます。

○松野(信)委員 そして、昨年の選挙のときにも白田容疑者とお会いになっておられるということですが、これも事実でしょうか。

○石原国務大臣 はつきりとは覚えておりませんが、演説会等々においていただいたように記憶しております。

○松野(信)委員 それから、白田容疑者が石原氏らに對して、当時は医師にだけ認められていた口腔内の障害についての診断書作成、これを歯科医師にも認めるよう要望をしたというふうになっておりますが、そういう要望がありましたか。

○石原国務大臣 はつきり覚えていませんが、具体的に何をしてくれというふうな御要望は、白田会長から承つたことはございません。

○松野(信)委員 白田氏からの要望に對して、その要望に沿つたような行動あるいは指示、指導、そういうものをしましたか。

○石原国務大臣 会長から具体的に私に何をしてくれということが一度もございませんので、具体的に、どなたに何を指示するようなことは一切しておりません。

○松野(信)委員 この問題についてはまたいずれ質問させていただくとして、この景観法の中で、当初申し上げていたように、潤いのある豊かな

な生活環境の創造ということがうたわれているわけであります。

その観点から見ますと、九州新幹線、この九州新幹線問題については、さまざまな問題が地域住民から投げかけられている。新幹線が走っている道路に余りに近いところに家が建つていて、大変、震動とか騒音とか、あるいは景観上も非常によろしくない、こういうようなクレームとか、あるいは、トンネル工事の原因と思われるが、水がが玉名地区、南関地区あるいは芦北地区、そういうようなところで発生をしているということは聞いておられますか。

○石原国務大臣 ただいま松野委員が御指摘されたような問題が、九州だと思ひますけれども、起つていていることは承知しております。

○松野(信)委員 その中で、私の方、実際に現地も見えてまいりましたが、水俣市の長野町というところでもあります。写真もここにありますが、わずかに自宅との間隔が六十センチしかないところまで新幹線の高架橋ができています。私も現地を見に行きましたけれども、非常に高い高架橋、恐らく何十メートルかあるのではないかと思ひますが、その高架橋ぎりぎりに家が建つて、その家が建つているところに高架橋ができていっているわけでありました。

どう見ても、これは、美しい景観あるいは潤いのある豊かな生活環境の創造という点から見ますと、甚だしく欠けているのではないかと、いふうに言わざるを得ないかと思ひますが、この点の大臣の認識はいかがでしょうか。

○石原国務大臣 先ほども申しましたように、九州新幹線のある地域で、御指摘のような問題が起きていることは承知しておりますけれども、高架橋と家屋の隣接の問題については、松野委員も御承知のとおり、公調委、公害調整委員会が調停の手続が進行中でございますので、具体的なコメントは差し控えていただきたいと思います。その内容が踏まえても、その結果が出ましたら、その内容を踏まえまして、適切に對処していかねばならない

問題だと認識しております。

○松野(信)委員 今大臣言われましたように、確かに、現在公調委で審議がなされているということは間違いありませんが、そこでは、専ら、いわゆる公害というような観点、つまり騒動とか騒音とか、こういう点で主に問題になっているかと思

私がお聞きしたいのは、その点も大変重要な問題ではあります。現在審議されているこの景観法、まさに美しい景観をどうやって守っていくかという観点から見ますと、これは甚だ残念なことではないかと思

それは、田園地帯を鉄道が通って、汽車が通っていくというのは、昔から日本のそれこそ豊かな景観だといふに言えるかもしれませんが、この水俣市長野町の場合は、まさに家ざりぎりのところに、それこそ何十メートルという高架橋ができてしまっている。これはどう見ても、景観という側面から見れば、とてもとても潤いがあるとか豊かだとかいふふうには率直に言つて言えないんじゃないかと思

構ですけれども、どう思われますか。

○石原国務大臣 農山間地域における公共事業、公共公物と、田園あるいは隣接する集落との美的な景観等々については、さまざまな意見があると承知しております。しかし、その一方で、そういう高速道路あるいは新幹線等々に代表されるような鉄道を地元の方々も望んでいるという事実があるからこそ、そこにそういう公共公物が建設されているという事実がある。

これは、先ほど来御同僚の議員の皆様方との議論の中でも、重要な問題であると各委員が御指摘され、また、松野委員も、先ほど冒頭に意見開陳されました、いわゆるそこに暮らす方々がその景観というものについて、どう考え、どう思い、またどうしていきたいと考えるのか、この点に尽きるのではないかと考えております。

○松野(信)委員 それから、トンネル工事の原因と思われるような水がで、今まではちゃんと美

しい川が流れていた、沢があったというようなもの、水がれというところで、それこそ、全く、一滴も流れないような川になっている。これも、私、実際に見に行っておりますが、玉名、南関あたりでそういうふうな発生をしているわけです。やはり川というものは、きれいに美しい水が流れて、見た目にもいいわけで、これがからからに干上がっているというのであれば、とてもとても景観上潤いがあるとは言えないと思

の点もいかがでしょうか。

○石原国務大臣 委員の御指摘の水がれの問題は、新幹線に限らず、地下を通る道路あるいはその他の公共公物の建設においてそういう事実が起るということとは、全国でも多々あるのではないかと思

の補償の主体というものは、やはり建設主体において、そのものについて補償をしているという現実があるんだと思

○松野(信)委員 補償は補償、これはこれでできちりやらなければならぬと思

はまた別に、やはり美しい景観をしっかりと守っていく、そのために果たすべき役割、これはそれぞれにあるだろうというふう

景観法の中を見ましても、第三条には、これは国の責務と、国の責任をしっかりとつたっている。また、第四条には、地方公共団体、地元の公共団体の責務もつたっている。第五条も、これは事業者の責務という形で、この美しい潤いのある景観を守っていくためにそれぞれやらなければならぬ、こういうふう

何か対策とか具体的な対応は考えておられるんでしょうか。

○竹蔵政府参考人 今、個別の公共事業の問題と景観の問題が取り上げられているわけでごい

すが、今回の景観法の中では、景観計画というものを、今、その中で、その中に公共施設について重要な公共施設という位置づけで、公共施設と景観との調和を図るというように取り組みができるような仕組みにしているところ

○松野(信)委員 これは私の方からの提案にもなりますけれども、例えば、こういうような鉄道を通すという

が通ること自体は、別にそれを否定するわけではありませんが、やはり冒頭申し上げたように、地域の住民の人たちからしっかりと支持される、そして見た目にも美しい、こういうような環境をつくっていくかな

くつていかなきやならない。そのためには、やはり路線の両側に一定の緩衝帯をつくつて、例えば、そこは道路としてきれいに整備をするとか、一定の街路樹を植えるとか、そういうようなゆとりとかあるいは緑とか、こういうものをしっかりとつ

つていくということが必要ではないか、このように思

かつて、東海道新幹線の問題では、いわゆる名古屋新幹線公害訴訟というものが二回にわたって提起をされてお

た、こういうような裁判例もあるわけです。こういうような教訓をやはりしっかりと生かしていかなきゃならない。現に、東北・上越新幹線では、埼玉県内あたりでは、路線の両側二十メートル、これはもう緩衝帯にするという

必要ではないかと思

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。新幹線を建設するに当たって、どこまで用地を買

うかということにつきましては、他の公共事業も同じでございますが、昭和三十七年六月二十九日に閣議決定をされております公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱というものに基

業に必要な土地などの取得に伴って移転が必要となる建物等を補償の対象とする、こういうことにな

なっているわけ

先生御指摘になりました水俣の長野地区につきましましては、非常に近いことは近いのでござい

が、新幹線事業に必要な土地の範囲外であるということになりまして、移転補償の対象にはならな

いということ

また、先生御指摘のとおり、両側に道路ですとか緑地帯をつ

補償の対象から外れる、こういうようなことのもうですけれども、いわゆる公共事業としての公共用地の取得という点では、そういうふうな運用になつてゐるのかもしれないが、実際に、せつかくいい、良質な景観、環境をつくつていこうというまた別の要請があるわけですから、そういう要請も踏まえて、どうやって、例えば緩衝帯とかグリーンベルトあるいは公園、こういうものを創造していくかというまた別の知恵を働かせていかなければならないのではないかと、こういうふうに思います。

現に、これは昭和五十九年になりますが、当時の日本国有鉄道が、環境影響評価というところで、緩衝帯をつくるというようなことも地域住民には説明をしているわけですね。そういうような説明はもう国鉄の時代のことだから知りませんというわけにもいかないだろうと思います。この点は指摘をさせていただきたいと思ひます。

また、緩衝帯をつくるというのは、公共事業だけではなくて、いわゆる民間の開発行為の場合にも、これはしつかり、お役所サイドは民間の事業体に対して、緩衝帯をつくれ、グリーンベルトをつくれということ指導しているわけですね。

例えば、都市計画法に基づいて、一定の開発行為をする場合には、これは施行令あたりにもうたつてゐるわけですが、お役所の方の指導で、きちんと一定規模の公園はつくりなさい、あるいは周辺には緩衝帯、グリーンベルトをつくりなさいというようなことを、これは法律で命じてゐるわけですね。

それで、例えば周辺の道路については、その半分の幅員しかこれは緩衝帯の計算には入れませんよ、樹木がきちんと植わつてゐるようなところであれば、その部分は全部、その幅は緩衝帯として計算してあげますよ、ここまで、民間に対してはある意味では厳しく緩衝帯をつくれというふうな指導しているわけですから、国の場合だって、当然それに準じた形で緩衝帯なり緑をつくるというのが必要ではありませんか。いかがですか。

○丸山政府参考人 委員御指摘のとおり、九州新幹線をつくりますときに、旧国鉄が環境影響評価報告書を出しております。

その中でも、新幹線計画と整合した形で、地元において、公共施設、例えば道路、公園、緑地等の配置等の土地利用施策を行うことが良好な沿線環境をつくる上で必要です、こういう指摘をしております。なおかつ、「それは騒音をはじめ振動、日照障害等に対する沿線の環境対策としても最も有効なものです。」という指摘がされておるところでございます。

ただ、繰り返しになって恐縮でございますが、公共事業としては、私どもとしてどこまで土地を買えるかということになりますと、線路敷に相当する部分しか買えないということ、それ以外については、例えば公園などをつくることは、これはどうしても公共団体と一緒に、公共団体の方で行つていただくしかないというのが今の現状でございます。

○松野(信)委員 公共用地としてどこまで買えるかという質問をしてゐるわけではないので、その点はぜひ前向きにやつてもらいたいと思ひますし、また、地元自治体が公園をいふようなお話もありましたが、最初に申し上げたように、この景観法の趣旨からすれば、三条には国の責務、国は、良好な景観の形成に努めなきゃならない。それから、国は国、地方公共団体は公共団体、事業者は事業者というふうな形でそれぞれ責務をうたつてゐるわけですから、地元自治体に任せておけば、あとは国は知りませんというふうな姿勢では困る、この点については指摘をしておきたいと思ひます。

それでは次に、この景観法の中で規定してゐる内容について質問したいと思ひます。

法案では、従前の美観地区というものを廃止するということで、新たに景観地区というものをつくる、こういうふうなうたつております。

で、こういうのはたくさんつくつていったらいいかと思ひますが、現実には三カ所程度しかつくられていないということのようでありまして。

その美観地区が廃止されて景観地区になると、では、具体的にどれくらいこの景観地区がつくられていくのか、また、この景観地区というのは従前の美観地区とどういうふうな違つてくるのか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。

美観地区につきましては、現在までに、京都市、倉敷市など六都市、二千二百五十七ヘクタールが指定されております。このうち、今先生御指摘のとおり、京都、倉敷、沼津の三都市においてのみ、基準法に基づく条例が制定されて、建築物に関する規制が行われております。残り三地区、例えば皇居の周辺でございますとかは、美観地区は指定されておりますが、その内容を規制する条例が定められておらない、こういう実態でございます。

それでは、なぜ今回この美観地区というものを改めて景観地区にしたかということでございますが、美観地区は今美しい地区を守つていこうとございまして、例えば、今後駅前の商店街のようなどころを美しくしていきたいなというふうなときには、美観地区という定義からして使えないという限界がございました。

先日、京都に視察に行かれたときに、京都市の方から三つの法律に対する期待がございましたが、そのうちの一つが今回のこの美観地区を景観地区に変えるということでございます。京都では美観地区を大変活用されてゐたわけでございますけれども、その京都においても、新しく形成する地区には使えなかつたんだということを京都市の方がおっしゃつておりました。そういう意味で、京都のようなどころでもこの美観地区を景観地区に改めるといふ要望があつたということでございます。

また、内容的に申し上げますと、従来の美観地区は建築物に対する規制のみでございましたが、

景観地区になりますと、工作物の高さでございまして、色、デザインに対する規制、木竹の伐採等々、さまざまな行為を規制できるということでございます。

そこで、今まで指定されなかつた地区がどれくらい広がるだろうかということでございます。まず、先ほど申し上げました、既に条例で規制をされてゐる三都市の美観地区については、今回の法律の附則におきまして、経過措置で法律の施行時に景観地区に直ちに切りかわるということになっております。また、新たに滋賀県の大津市など数都市において検討中であるということで、使ひやすくなつた景観地区というのが全国各地で活用されるということ強く期待してゐるわけでございます。

○松野(信)委員 地元あたりを歩いて回りますと、いろいろな建物に対するいろいろな要望もありますけれども、案外多いのが、町中に例えばワンルームマンションなどができると衛生環境面でよろしくないの、ワンルームマンションに対する規制なんかできないか、あるいは、町中にパチンコ屋が進出されると環境上よろしくないの、何とかならないかと、そういうふうな要望というのは現実には多いわけでありまして。

裁判例などを見ましても、例えば国立の方では、高層マンションについて裁判まで行つて、ようやく一定の規制をかけてくる、高さ制限をしてくる。あれも、建築基準法上はクリアしてゐたからということにもなつてゐるわけでありまして、現実には、ワンルームマンションとかパチンコ店とか、そういうものの規制というのが要望が強いわけですね。

それで、今回のこの景観法ではそういうようなものに一定の歯止めをかけることができるのか、建物の用途自体の規制というのに対して何らかの手を打てるものなのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○竹蔵政府参考人 今回の景観法に基づく、例えば景観地区と申しますのは、あくまでも外観を規

制していこう、建物の形でございませうとか色とかデザイン、こういうものを規制していこうというものでございませう、例えば、外観上は他のマンションなどと区別することが難しいワンルームマンションを直接規制することはできないということでございませう。

ただ、このワンルームマンションがコミュニティ維持の観点から地区にふさわしくないというように考えて考えられる自治体では、例えば、特別用途地区とか地区計画等、ほかの都市計画制度を活用することが可能でございませう。

例えば、東京都の中央区では、昨年七月より、地区計画に基づく建築条例によりまして、中央区内十五地区でワンルームマンションを規制しており、千代田区でも八地区、同じように都市計画の制度を活用してワンルームマンションを規制する方針を打ち出しておるところでございませう。

○松野(信)委員 この景観地区で具体的に建物を建てるというふうになるとどうなるか。今御答弁いただいたように、大体、色とかデザインとか、そういった面を中心に規制をしていく、こういうことのようにあります。

しかし、色とかデザインとか、そういうものが例えば当該景観地区に適合しているのか適合していないのかというのは、多分に主観的な面が強いのかなというふうに思います。

ある建築家に言わせると、自分のこの斬新なデザインはこの景観地区に非常に適合するというふうに言われるかもしれないし、また別の建築家に言わせれば、いや、そういうものはこの地区にはふさわしくない、余りにデザインがけばけばしいとか激しいというふうなことで合わない、こういうことにもなりかねないのかな。そうすると、適合しているのかしていないのか、これはどういうふうな基準で判断していくんだらうか、この問題が次に出てくると思います。

法律上は、六十三条ということで、景観地区では、建築確認申請とは別に、「申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。」こう

いうふうになっているわけですが、しかし、この認定が余り恣意的になされるというののいかげんものかというふうに思います。できるだけ、その地域にぴったりの合うかどうかというふうなもの、は、余り恣意的ではなくて、客観的な基準、客観的な判断がなされなければいけないと思います。が、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。

景観という極めて価値判断、主観性の強い問題についてどのように取り組むのか、恣意性をどのように排除するかということ、昨日の御審議の中、また昨日の参考人質疑の中でもお取り上げになられた問題だと思えます。

まさにこの点が非常に大きなハードルになりまして、今までなかなかこの景観法というものに踏み切れなかったところですが、今回、地域のいろいろな取り組みをバックアップするんだ、その地域の中でどのように合意形成をしていくかというの、まさに、金沢の市長がおっしゃったように、なかなか困難な問題であり、トレーニングが必要な分野であると思えますけれども、やはり地域地域でそういうものを積み上げていくことが我が国を美しい国土にしていくなかというふうな考え方でこの法律ができていんだと思えます。

そして、例えば今御指摘になりました六十三条、認定の問題がございませうが、この認定についても、やはり、住民参加をしながらつくっていく景観計画の中で、認定の基準となるようなものは事前に明示しておく、そういうことに基づいて認定をしていくというふうな、主観的な問題について、なるべく客観的な物差しも提示しながらこの問題に取り組んでいく、こういうような全体的な枠組みになっているわけではございませう。

○松野(信)委員 そうすると、景観計画の中でできるだけ客観的な基準とか指針とかこういうものを打ち出して、恣意的な判断を避ける、このように理解してよろしいですね。

しかし、建築家が一定のデザインとか色でどうしてもこの建物をこの景観地区に建てたいというふうな一方では申請しても、先ほど申し上げた六十三条の市町村長の認定が受けられない、市町村長はその認定をしないということも場合によってはあり得るかと思えます。そういう場合、どのように調整を図っていくのか。あるいは、これはもう仕方がないので、行政訴訟というふうな形で、訴訟の場に持ち込まざるを得ないのかどうか。この点はいかがでしょうか。

○竹蔵政府参考人 斬新なデザインを主張される建築家の御意見と市町村の行政当局との意見が食い違った場合に、どういうふうな処理されていくのか。基本的には、いろいろな話し合い、さらにはそういう市町村に条例で設けられます第三者的な機関、またNPOの方々とか、そういうような方々との話し合いで解決されるのが一番望ましいと思えますが、法治国家でございませうから、最終的には法律で争うということにもなるかと思えます。

具体的に申し上げますと、市町村の認定については、これは行政処分でございます。建築確認も行政処分でございます。行政処分でございますから、行政事件訴訟法による行政訴訟のほか、行政不服審査による異議申し立てというのが法的な手当てとしては可能であるということではございませう。

○松野(信)委員 それから、景観法がやはりしっかり実効性が持てる、一定の景観に違反するようなものについては、その是正を求めていくというふうなことが必要なことで、これによって法律の実効性というものが担保されるということかと思えます。

この点で見ますと、法律上は、第十七条のところに変更命令等ということで、設計の変更その他必要な措置というふうな規定があります。また、六十四条のところにも、違反建築物に対する、是正するための必要な措置というふうなことで、それなりに必要な措置というのが規定上はつくられています。

している。しかし、これまでのいろいろな実績を見ますと、例えば、建築基準法上、この建築基準法に違反した建物があるといっても、なかなかこれに対する是正とか指導とか、場合によっては取り壊し命令とか、そういうものが現実には余り発動されてこなかった、こういう実際の運用がありませう。

そういうような現実の運用を踏まえてみると、今私が申し上げたような十七条の変更命令とか、あるいは六十四条の是正の措置とか、これが果たしてどの程度実効性があるのか、どの程度運用の面で使われるのか、この辺については少し危惧がないわけでもないんですが、この点はいかがお考えでしょうか。

○竹蔵政府参考人 その点につきましては、住民の方々と話し合いとか、いろいろな過程でできた計画についてどう守っていくかということになりますので、そのような御心配がないように運用に相努めなくてはならないと思えます。

もしこの違反に対する是正命令に従わないということになりましたと、本法におきましては、第百条により、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金というような刑罰も準備されておりますし、また、罰則ではございませんが、もし言うことを聞かない設計者がどんどんやっちゃったというふうなときには、建築士法とか建設業法とか、それぞれの法律の規定に基づいて業務の停止という法律の遵守が図られるような枠組みにはなっているわけではございませう。

○松野(信)委員 時間が余りありませんので、残された時間で他の法律との兼ね合いの点についてお聞きをしておきたいと思えます。

この景観法の規定によりますと、河川法による河川、これも対象になっている。道路も対象になっている、川も対象になっている、こういうふうなことになるわけではございませう。

そうしますと、川について一定の計画を立てて、川の両岸にはきれいな花を植えるとか、あるいはコンクリート張りでない、自然な風合いを生

かしたふうに木を植えたりというようなことで、景観法に基づいてそういうような自然の環境を守るような形で一方ではやつておきながら、他方で、例えばその川についてはダムをつくる、特定多目的ダム法に基づいてダムをつくるというようなことで、国土交通大臣がダム事業を認可するというようなことにでもなれば、今まで植わっていた木とか花とか全部、根こそぎ取られてしまつて、景観もへたつたけれどもない、こういうふうにもなりかねないわけで、そういうような場合の調整。

一方では特ダム法でダム事業認可がおりる、他方では景観法で、この地区は景観地区で、景観を守らなきゃならない、そういうふうになる場合、これはどういうふうに調整をするのか、どっちが優先するのか、この点はいかがでしょうか。

○竹蔵政府参考人 今、ダムのお話でございます。最近、ダムについては、いろいろな形で御批判がございます。ただ、調べてみますと、土木構造物の中で、登録有形文化財として、非常に景観上もすぐれているというようなものが全国各地で六十件ございます。例えば、神戸市民に親しまれております布引の貯水池、五本松ダム、それから香川県の、これは農業用水のダムでございますが、豊稔ダムとか、これはお城をほうふつさせるようなすばらしい土木構造物もございまして、ダムが直ちに景観と対立するものだという事ではないということだと思ひます。

そこで、具体的に、今、法律上の公共施設、ダムに限らず公共施設と景観の問題をお取り上げになつたわけでございますが、まさにこの公共施設というのは、昨日も御答弁いたしましたけれども、大きな構造物になれば、いい意味でも悪い意味でも、景観に大きな影響を与えるわけでございしますから、それを景観の中に取り込んで、周囲の景観と調和のあるような公共施設を整備していきたい。

私たちも、美しい国づくり政策大綱というものを発表いたしましたして、とかく御批判がございし

た公共施設の整備についても、やはりきちつと景観と調和したものをつくつていきたい、このように考えているわけでございます。

○松野(信)委員 土木公共物が全部景観に悪いというふうにも申し上げてあるわけではないので、景観法という新しい法律をつくつて景観を守つていくということであれば、できるだけやはり景観を優先するような形で公共工事についても運用していかなければならない、このように指摘をしていきたいと思ひます。

ダムの問題について言えば、一般的に言えば、コンクリートの塊を眺めるよりは、我が党、民主党の方でも提案しております緑のダム、木を植える、山をしっかりと保全していくという方が、これははるかに景観上はすぐれているというふうに思ひます。この点は、大臣のお考え、感想でも結構ですけれども、コンクリートの塊よりは緑のダムの方がいいのではありませんか。

○石原国務大臣 ダムは、治水、利水、この両面から、必要なものはつくりましますし、やはり人工構造物である以上、変わらねませんので、植林等々、山を保全することによつて治水の面が保全できるものであるならば、そういう方向は望ましいものと考えております。

○松野(信)委員 もう時間が参りましたけれども、これまで、例えば河川法については、最近の法改正で環境を重視するというような規定も新たに入つています。これからは、もちろん環境は大変重要なことでありますが、せつかく景観という観点から、景観を重視していくという観点で景観法がつくられることと自體、私も賛成をいたしますけれども、いろいろな公共事業について、環境だけでなく景観、そういうものも入れた中でやはり進めていかなければならない。ただコンクリートの塊をつくれればいいというものではない。ぜひ景観という視点を今後の公共事業には入れておくべきだということを申し上げさせていただいて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○赤羽委員長 岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

本日は、景観法の審議ということでございまして、いろいろな国土交通省や農林水産省、環境省そして文化庁の皆様方にも越しいただきまして、この審議を進めていきたいというふうに思つておるわけでございます。

これまでさまざまな我が党の議員が指摘しておりますけれども、私自身、石原大臣のスマートな答弁というか、非常にすつきりとした答弁をされる、そういった御姿勢に大変あこがれておりました、かくありたい、こういうふうにしていただければ、こんなんでございすけれども、残念ながら、今回、こういう新聞報道がある中で、私、どうしても触れさせていただかなければならないという役目柄もありまして、ちょっとだけ御質問をさせていただきます。

今回の新聞報道の中で、どうしても確認をさせていただきたいのは、二〇〇〇年から二〇〇三年までの四千万円と言われている、新聞報道では迂回献金じゃないか、こういうような報道がされております。私は、恐らく大臣は、これは迂回という認識はなかったんではないかというふうに思ふんですけれども、大臣の認識はどういう認識だったんですか。

○石原国務大臣 この点につきましては、詳細を理事会の方に書面をもつて提出させていただくという事で、現段階で、私が過去の政治資金についての資料等々を持ち合わせませんので、どういう事実があったのかも含めて、すべて理事会に報告させていただきたいと思ひます。

○岡本(充)委員 そのときには、どういう経緯でこういった大きなお金を、私はまだ一回生でありまして、そんな大金を見たこともないわけでありまして、大変窮する事務所としてはうらやましく、こういう部分ではびつくりしてしまふ、うらやましいとかびつくりした、こういうところもあるんですけれども、これだけのお金をいた

だけたという経緯、こちらについてもぜひ私は教えていただきたい。

特に、本部を使ってこの国民政治協会から政治資金をいただいているということは、政治資金規正法の法の趣旨、お金を透明性にする、そして、政党が主体としてお金をもらうようにしていただく、まさに先ほど岩國委員の質問に對し大臣がお答えになったとおりの、そういう趣旨に反していくんではないかというように私は大変若輩ながら思うわけでございます。

そういった意味で、ある意味、本部を使って政治献金をいただいているといったところについて、大臣、ほかの献金でもそういうケースがあるのか、もしくは、これについてはどういう御認識なのかをちよつとお聞かせいただけますでしょうか。

○石原国務大臣 詳細につきましては、私、現在、資料等々持ち合わせませんのでお話しすることはできませんが、一般論として申し上げさせていただきますと、小選挙区制に変わりました政治資金がからまないという状態ができたわけは決してございません。

必要な政治資金をどういうふうに集めるのかという事で、企業・団体献金は、これまで政治家の政治資金管理団体の方に寄附をいただくというのが一般的でございまして、これをやめることになりました。その結果、政党に集中してお金を集めていただく、政党は各支部に對しまして、その地域での政党活動を支援するために交付金を出す、こういうふうになさく改まったんだと私は認識しております。

○岡本(充)委員 そういう中で我が党は、岡田幹事長になつてから、こういう迂回と誤解されるような、一たん本部に献金をもらつて、それを支部に戻す、こういうような献金形式は民主党はとっております。

そういった意味で、この本部を通ずるということとは、僕は、誤解を生じる一つの事例なんじゃないかというふうに思つておりますので、今後の国

会の論議でしようけれども、この点については指摘をさせていただきたいと思っております。

また、今回の事件に対して、私はどうしても指摘だけはさせていただきたいのは、政治献金を四回に分けていただいている中で、当時、石原大臣が、行政改革、規制改革の担当大臣として、第一次規制改革に対する答申を平成十三年の十二月十一日に、また、十四年の十二月の十二日には第二次の規制改革推進に関する答申を出してみえるんですね。

こういった担当大臣にある中で、歯科医師に関する、もしくはそういった医療分野に関する疑問を持たれてしまうのかなというように私は思っております。

こういった点に関しても、政治資金の流れ、そしてまた、そのやりとりのタイミングがかなり私は、国民政治協会、こちらから直接、本部を通じて大臣の支部に献金されている、その金額はほぼイコールである、こういった部分も大変に今回の献金の特徴なのかなという印象を持っておりまして、この点につきましては、また私、自分なりに一生懸命勉強させていただいています。

その中で、もう一つ資料として、私、どうしてもいただきたいものがあるんですけども、実は、四月二十一日の国土交通委員会、皆様方の高速道路民営化論議に対して大変真摯な議論のある中で、冒頭で私、大臣に御質問させていただきました。

日本歯科医師連盟、この連盟からの政治資金の提供、二〇〇〇年から二〇〇四年にかけて、各年の受領年月日そして金額について、それぞれ御答弁願いたいと思いますと言いましたら、大臣はこう言われました。

手元に政治資金の報告書を持っておりません、詳細はわかりませんが、私は、政治資金、パーティー券購入等々ございまして、いずれも政治資金規正法にのっとって適正に処理させていただいているところでございます。

処理されているんだと思います。

そして、その後こう言われているんですね。「この点につきましては、委員会は違いますがけれども、予算委員会、そのときは質問通告がございましたので、もう既に国会答弁をさせていただいております。」

この金額と日時について、私、予算委員会の議事録を調べたんですけども、ちょっと私の調べ方が不十分なのかもしれませんが、金額とそして日時について御答弁をされた御記憶があまりでしから、ぜひ教えていただきたいと思います。

○石原国務大臣 確かに委員会で答弁させていただいたと思います。

そのときの資料、こちらの方で何でしたら用意させていただきます。

○岡本(充)委員 それは、同様に金曜日までということと理解してよろしいんでしょうか。

○赤羽委員長 それは理事会で検討させていただきます。

○岡本(充)委員 ということでしたら、ぜひ私の前回の答弁に対します資料もあわせて理事会の方で協議をしていただければと思います。

そうしましたら、私、景観法の問題に関して質問をさせていただこうと思います。

今回の景観法の観点、そして視点について、大変重要な観点からの切り口の法案だと私は思っております。この問題に対して、民主党の同僚の委員とともに役割分担をする中で、私は、農林水産関連の部分、また、文化庁が管理してみえます文化財との重なる部分、もしくはそれを一つの参考として、今回の景観法の中でもぜひ取り上げていただきたい部分について質問させていただきます。と思っております。

まず、今回のこの景観法、御案内のとおり、大変さまざまな土地利用、いろいろな規制のある中で、農林水産や国土交通といったさまざまな省庁で、ある意味日本の国土利用が線引きされている中で、横断的にこの土地利用の仕方、また景観を守っていくという理念を広げていく、こういった法律でありまして、これまでになかった新

しい一歩であるとは考えております。

そういった中で、今回の景観法の一つのテーマであります里山や農村、こういった美しい地方の景色、原風景をぜひ残していこうという取り組みがなされておるわけでございますけれども、農村におきましては、実はさまざまな規制がある。農地法や農振法といった法律との整合性も図っている地域に比べて、景観地区に指定されている地域においては農林部、その中で、例えば農業の一つの事業主体であります土地改良区などが、今回の景観法に関して、どのようにして関与をしていくのか。そしてまた、例えば、具体例を言いますと、土地改良区がつくる集落排水やもしくはポンプ場といった施設が実際にその地域の景観を損ねてしまうかもしれない、こういう懸念があった場合には、その懸念を払拭するためにどういった仕組みを設けているのか、御答弁いただきたいと思っております。

(委員長退席、望月委員長代理着席)

○宮本政府参考人 お答えさせていただきます。

農林水産省におきましては、昨年九月に水とみどりの「美の里」プラン21というものを公表させていただきまして、今後の美しい農山漁村づくりに関する施策の推進方向を示したところでございます。

このプランの中では、今御指摘がございましたような農業集落排水施設あるいはポンプ場、こういったものも含まれます。いわゆる農業農村整備事業、これの実施に当たりまして、景観配慮を原則とするということを基本としたところでございます。

具体的には、これら事業に関します計画の作成に当たりまして景観配慮の観点を盛り込むということ、それから、事業の実施に当たりましてのいわゆる設計基準というものをつくっておりますけれども、この見直しを進め、この中で同様に景観配慮の観点を盛り込む。あるいは、実際に現場の事業担当者、これは、今御指摘いただきました土地改良区、こういったものの職員も当然入るわけ

でございますけれども、こういった方が実際の事業推進に当たって、景観保全あるいは形成といったものの考え方、整備手法事例集、こういったものを整理して、利用しやすいものとする観点から手引書の作成といったものも進めることといたしております。

この手引書の中で、例えば先ほどの集落排水施設のような整備に当たりまして、周囲の農村景観との調和、あるいはその形態、色彩、こういったものについての考え方もあわせて示していきたいというふうに考えているところでございます。

○岡本(充)委員 今まさに言われましたこの水とみどりの「美の里」プラン21というのがオンゴーイングであるということなんですよけれども、このプランに基づいて、この中でも景観の問題、今おっしゃられたとおり、あるわけなんです。

ただ、私が懸念しておるのは、そういった中でも、特に、先ほどちょっと具体的に挙げましたけれども、例えば自治体と直接的に事業主が違ってしまう主体が農村において事業を進める場合、例えば都市計画区域であれば都計審などが、審議会がある意味その審議をするような場になってみたり調整を図っていくような場になるのかなとは思っています。これが例えば農村においては、景観に関して審議会を何か開くような、そういった計画を立てている、もしくはそういったプランを持ってみえるのかどうかをお聞かせいただきたいと思っております。

○宮本政府参考人 御案内のとおりかと思えますが、農村部におきましては、農業の振興を図る観点から、農業振興地域整備計画というものを作成しているところでございます。この作成に当たりましては、審議会等といたしますが、農業委員会等とも意見調整しつつやっておりますし、地域住民に対する公告縦覧といったこともやっている次第でございます。

今回の景観法案におきましても、この計画の一環として、景観農業振興地域整備計画が法

案の中に盛り込まれているところでございます。これについても同様な手法で、地域住民等あるいは地方公共団体主導のもとで、調和をとりながら進めさせていただきたいというふうにございます。

○岡本(充)委員 ぜび、本場に調和のとれた農村の景観を守るために、そういった取り組みを行っていただきたいとともに、もう一つ、私、どうしても触れておかなければならないのが、農村にあります。今回の景観法の中にも触れてありますけれども、いわゆる耕作放棄地などの問題が農村部の景観を損ねたり、また、廃車や廃タイヤが野積みされているような、そういった土地が景観を害しているというふうに感じる、まあ、景観はそれぞれの哲学なんでしょうけれども、私はそのように感じます。

そういった中で、本場に農業の担い手の皆様方が農業に向かっている、また、この前、私農林水産委員でもあるものですから、新規青年就農の問題を取り上げましたけれども、こういうふうな若い方が農業も一つの就職口と考えていただければ、新しい農家の担い手ができてくる、こういった取り組みをしていく必要があるんじゃないか。特に、農地法の三条で、農地の取得もしくは農地の耕作については大変厳しい制限もかけられております。そういった意味で、こういった部分についても、農地を全部開放しろと言っているわけではありませぬけれども、弾力的な運用をぜひお願いしたい。私なんかでも、ちょっと今時間がありませんけれども、農地で畑を耕したい、耕作放棄があるなら耕したいと思っても、私、そこで耕せば捕まってしまうわけです、これは農地法の違反になるわけですね。

そういう意味で、こういったところについて弾力的な運用をお願いしたいと思いますが、一言御答弁いただければと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。先生おっしゃいました耕作放棄地が多いとかいう問題、大変憂慮しております、担い手への農

地の集積、これは、農林水産省におきましても極めて重要な課題と考えております。

先生御案内のとおり、平成十二年三月に食料・農業・農村基本計画を定めました際に、あわせて公表いたしました十年後の目標、平成二十二年の目標ですが、農業構造の展望を示しましたが、この中で、効率的、安定的な農業経営に農地利用の六割を集積するという目標を持って施策を推進しております。

例えば、都道府県あるいは市町村段階において設置されております農地保有合理化法人、いわゆる農業公社等が高齢者等の農地を取得して担い手に集積していく事業でありますとか、農業委員会が高齢農業者等の農地を担い手にあつせんしていく活動に対する支援ですとか、あるいは、担い手が規模拡大をしていく際に必要となります機械、施設の導入の支援、そういった措置を講じております。

また、特に、担い手のいない地域におきましては、先生今お話がありましたけれども、新規就農の促進ですとか担い手の育成ということが極めて重要でございます。まず、担い手を確保するということが大事でございますので、先生からお話がありましたけれども、青年就農促進法、これは新規就農者に対して無利子融資を行う法律でございますが、今の国会で御審議をいただいております、そういう意味で、担い手の育成なり新規就農を確保していくということ。

それからまた、集落でどうしても担い手が見つからないという方、集落もございますけれども、そういう地域では、集落ぐるみの活動、集落営農と言っておりますけれども、集落の農地を集落ぐるみで活用していくような活動についても、昨年の通常国会で農業経営基盤強化促進法の改正をいたしまして、法律上位置づけたところでございます。

このような施策を通じまして、今後とも、担い手の育成、確保、あるいは担い手の農地集積を進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、先生からお話がありました、農地法三条の要件についても弾力的な見直しが必要ではないかというお話でございますが、農地取得の要件の見直しにつきましては、現在、食料・農業・農村基本計画の見直し作業を実施しております、その中の一つの大きなテーマとして、担い手・農地制度の改革ということがございます。これにつきましては、来年の三月までに結論を得るということとしておりますので、先生のお話がありました農地取得の要件についても、この中で検討していきたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 ぜび、私、いい結論が得られることを期待しております。さて、今、農村の環境と景観、ちょっと触れさせていたいただいている中でございますが、この中には、私はどうしても指摘させていただきたいもの、一つの要件があります。それは、生物の多様性、そして、農村景観の中の大きな大変重要な役者の一人でありますという、一つのファクターであります生態系の保全という観点があります。

例えば、農村においてきれいな景観というのは、外観だけではなくて、そこに例えば赤トンボが飛んでいるだとか、その川の中にきれいな川魚がいる、こういったものも一つの景観になってくると私は考えているわけでございますけれども、そういった意味において、今まさに、新生物多様性国家戦略、これが推進されていると私は理解しております。特に、河川の改修などを通じて、この戦略に基づいた取り組み、どのように行われているのか、御答弁願えればと思っております。

○小野寺政府参考人 これは一般論であります。景観を考えると、生物あるいは生態系というのは重要な素材、要素であるということが一つあります。また同時に、景観の基本的なベースというか基盤を形成しているものだというふうにございます。

それで、十四年の三月に生物多様性国家戦略を策定しまして、各省と一絡に、国土全体の生物多様性の質を上げるためにいろいろな努力をしてきているところでありまして、

幾つか法律を挙げますと、例えば十四年に、これは議員立法で通していただきましたけれども、自然再生推進法ということで、御質問にありました、河川や港湾の自然を再生する、あるいは回復させるための事業というのを全国各地で着手しているところでありまして、また、昨年、これも国会で通していただきましたけれども、遺伝子改変生物の生態系に与える影響を抑えるための法律をつくっているところでもあります。

また、今現在、外国から入ってくる外来種が国土の生態系を破壊する、それを抑止するための法律を国会で御審議をいただいているところがございます。

○岡本(充)委員 まさに今言われました外来種の問題、私もちょっと触れようと思つていたんですが、外来種の問題は、各地域でやはり生態系を破壊しておりますし、また、今回の景観法の中でも、私は指摘させていただいておきたいことは、最後にちょっとまとめて触れようと思つたけれども、やはりそれぞれの地域が地域の独自性を発揮するということ、その地域に合った景観を設けていくためには、在来種、もしくは、例えば植える木一つとっても、本来その地域に合った木でなければならぬ。私たちの感性できれいだからといって植えるのではなくて、その地域に合った樹木を選ぶとか、また、その地域の景観、歴史的背景も踏まえて景観形成を行っていくかなければならぬのではないかと、このことをちょっと御指摘させていただきたいと思っております。

そういった中で、私、どうしてももう一つ、ちょっと来ていただきました文化庁の方にお伺いしなければならぬんですが、今回、文化庁さんの方でも、実は、文化財保護法の一部を改正する法律案、まさにきょう同じ日にやっていると、この話でございます、この審議を行ったということ

でございますけれども、この中で、文化的景観と

いうものをこの文化財保護法でも一つまた新しい概念として設けております。

私がちょっと御指摘させていただきたいのは、こういった中で、景観法の中でも、景観重要建造物というのを重要文化財とダブらないような範囲で指定していくというような形になっております。

文化財保護法の中におきますいわゆる重要文化財と、今回の景観重要建造物、こちらの方に対するそれぞれの、それぞれの国土地交通省さんに僕はお伺いしたいんですが、まず、景観重要建造物の場合、文化財保護法におきます重要文化財のような修理、維持、もしくは管理に關して、費用面で手当てをする、そういった御予定はあるんでしょうか。

○竹蔵政府参考人 景観重要建造物につきましては、現在のところ、文化庁で行っておられるような補助の制度はございません。ただ、相続税の問題でございますとか、重要建造物を中心とした土地を景観公共施設というようなことで税制上の措置は考えているところでございます。

○岡本(充)委員 私は、参考人の中で金沢市長さんもおっしゃっていましたけれども、今回の景観重要建造物になった場合、小さな維持改修でもコストが多くなる。例えば、金沢の市長さんが言われていましたけれども、単なる雨戸じゃなくて格子戸にしなきゃいけないという話になれば、その分の差額はやはり出てくるわけですし、こういった部分で国としても何らかの金銭的支援を行っていかねばならないのではないかとこの趣旨で今発言をさせていただいているところでございます。

そういった中で、私は、ある方からこういったお話をいただいているんですね。実は、これは文化庁の方にぜひお答えいただきたいんですけども、重要文化財を維持している方からのお便りでもございまして、重要文化財を維持していくために義務づけられていること、それは、景観と防災と小修理、これである。重要文化財の民家を個人で

所有している方が全国に多数みえるわけでございますが、私にお知らせいただいた方の場合、お住まいの町から毎年六十万円ぐらいの小修理に對しての補助金を受け取っている。小修理や防災器具の点検の費用等、これはほとんど個人負担であつて、大修理以外は本当に大変苦しい費用面での調達をしなければならぬ、こういった現状を訴えてみます。

この方の場合、文化庁の建造物の担当者の方が、あなたの家だからあなたが修理して当たり前だ、こういったふうに言われている中で、大変苦勞されているようでございます。

こういった現状の中で、例えばこの方の場合、六年前、防災のための放水銃を囲むケースがトタンであつて、下の方が腐食していたら、最上級のステンレスでつくれとの指示があつて、六十万円掛ける三で百八十万円、また、雨戸の腐食に對しても同じ材料で同じ大きさでつくれとの指示で、母屋の雨戸が五万円掛ける四枚で二十万円、離れ座敷の雨戸が五万円掛ける六枚で三十万円負担させられている。景観にこだわる余り、放水銃は何ともないのに、放水銃の周りに關して同様にこのような出費を迫られているというところでございまして、小修理に對しても少し手当てをする、もしくは補助していくというお考えはないのでしょうか。

○木曾政府参考人 お答え申し上げます。

現在、重要文化財の補助につきましては、所有者がその負担をすることにたえられない特別な場合に限って国庫補助金が支出されているという原則がございまして、そういう意味で、建造物の修理、小さいものについてはなかなか対応できていないというのが実態でございます。

ただ、大修理、五十年、百年に一回の大きなものにつきましてはきちつと対応していきたいというふうな思っておりますし、現在の制度としましては、五〇%の補助ということになっております。ただ、所有者の経済状況に応じまして、最大

八五%までのかさ上げの制度もございまして。また、市町村、都道府県が補助事業を実施する場合、間接補助になりますが、その一部を国が補助するという制度もございまして。

以上でございます。

○岡本(充)委員 大修理というのは、この方も実は言つてみました。大修理というのと、何億も、二億円ぐらいかかつて、個人の負担が、二億円かかる、たとえ五%であつても一千万円になるわけなんです。結構な個人負担をされていかなければならない、こういった苦勞もおっしゃられています。

大修理ではなく、日常に係る細々とした腐食等はしばしばあるわけでございまして、そのたびに例えば何十万、百万ぐらいのお金が毎回毎回出ていくというのは、一般の御家庭にとつては大変厳しい、こういった現実をぜひ御認識していただきたいと思つております。

また、その方から一つだけ質問があつたんです。せっかくですから、一つだけ教えてくださいます。

これは、文化財に指定されると、文化庁の調査官が、調査あるいは視察のためか、県庁から黒塗りの車で来る。いずれの場合も、文化庁から現金三万円を用意しておくようにと指示があり、その都度お支払いしている。このお金は一体何なのかという御質問があつたんですけれども、これは一体どういったお金なんでしょうか。

○木曾政府参考人 ちよつとよく私自身理解ができません。

これにつきましては、事実関係等きちつと調査させていただきたいと思ひます。

○岡本(充)委員 どうも、やつてきて、例えば工事の視察だといつて、来て、その工事を見ずにすつと公用車で帰つてしまつた、こういった話もある中で、これで本当に、今の文化財の保護、この現状がこういうお粗末なことであつてはならないと私は思つておりますし、今回の景観重要建造物に關しても同様の心配を私はしておるわけございまして、一たんこの文化財でも指定をされると、指定の解除が大変難しいような現状であると私は聞いております。

そういった現状の中で、未代までこの家に住む限りは、ずつとこれを払わなければならないというのがこの民家である文化財に住まわれる方の御苦勞であるということを御指摘させていただいた上で、では今度、景観重要建造物の場合は、私の言っている経済的な面での懸念、また、一度指定をされると、この子孫が解除を求めた場合には解除が難しい、こういった現状が同様に起こり得るのかどうか、御答弁願ひたいと思ひます。

〔望月委員長代理退席、委員長着席〕
○竹蔵政府参考人 景観重要建造物は、文化財とは違ひまして、外側をちゃんとそのまま保存してください、中は改装してもいいですし、住みやすくしてもいいということで、随分使い勝手はよいと思ひます。

ただ、そうはいつても、何年に一回は屋根をかきかえなくちゃいけないというようなことになるとお金もかかりますし、それから、窓枠が木でできているのをまたかえようというときにアルミサッシじゃだめで、やはりものととり、外観ですから木の枠でやらなくちゃいけないというようなことで、そういう所有者に一定の負担となるということがあると思ひます。

先ほど、相続税のお話とか所得税、法人税の減税の話をやつとさせていただきましたけれども、やはり住んでおられる方にとつてみれば、なかなか自分で管理していくのは大変だというのは実態としてあると思ひます。

そういうことで、景観行政団体、すなわち公共団体でございまして、景観行政団体や景観整備機構等、管理の協定を結ぶということになって、相当管理の負担も減らせることができるのじゃないかなと思ひます。また、今年度創設されましたまちづくり交付金なども活用の可能性があると思ひます。

今は文化庁のような具体的な助成措置はござい

ませんけれども、今御指摘の点も踏まえまして、引き続きいろいろな点を検討してまいりたいと思います。

○岡本(充)委員 今局長言われましたけれども、外観だけと言われますけれども、外観が結構お金がかかるんですよね。それから、あと消防施設も多分同様に設置することを要求されるとすると、今と同じような、例えば放水銃の施設を、腐食したから、ではそのトタン板をかえる、トタンじゃだめだ、アルミにしろ、アルミだとこれだけお金がかかっちゃう、こういった全く同じケースが起る懸念もあると私は思うんですね。

そういった意味において、私は、せっかくですから、その地域の皆さん方がこぞつてこの景観法に対して御理解いただき、そして御賛同いただけるような方策をとっていかねばならないと思っております。

もう一点ちょっと確認なんですけれども、この景観重要建造物の指定に当たっては、所有者の意見を聞くこととされておりますけれども、所有者の意見がなければ、無理やり市町村の長であります景観行政団体の長が、無理やりとは言いませんけれども、いやいや、あなたの家は重要ですからぜひ入ってくださいという指定をしてしまうというケースは、これは杞憂でありましょうか。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。

法律上は、今先生御指摘のとおり、意見を聞くということ、オーケーという意味ではございませんで、これはどうしても大事だから指定させていただきますという指定は、法律上はできませんが、やはりその後の管理のこととか考えれば、では、これぐらいお手伝いしますから指定しましょうとか、実際上はそういう現実的な交渉というのが行われるんじゃないかと思えます。

○岡本(充)委員 ぜひそういった綿密な、綿密なというかきめ細やかなケアをしていただく中で、きれいな景観を、そして景観重要建造物を維持していただきたいと思いますとおるわけでございします。

そして、私、この建造物の話と並んで、もう一点、ちょっとまた文化庁の方のお話に戻らせていただくんだけれども、今回の景観法、こちらの方でいろいろ景観に関して規定をしたり定義をしておるところでございしますけれども、今回の文化財保護法の一部を改正していく中で出てきてまいりました重要な文化的景観と、今回の景観地区と、そしていわゆる名勝と言われる地域との相違は一体どういうふうなところにあるんでしょうか。

○本曾政府参考人 お答えいたします。

少し技術的な御説明になって恐縮でございますが、まず、現在、名勝というジャンルがございします。文化財保護法による名勝というものは、定義上、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地が我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの」のうち重要なものというふうに定義しております。

一方、今回新たに文化財保護法の改正をお願いしております重要文化的景観につきましては、定義としては、地域における人々の生活または生業及び地域における風土により形成された景観地で我が国民の生活または生業の理解に欠くことができないものというふうな定義にさせていただいております。

このように重要文化的景観というのは、日々の生活や生業を行った結果生じた土地のありさまというところでございまして、必ず名勝のような芸術上あるいは観賞上の価値を求めるものではないという点で観点がかなり異なっておりますということでございます。

○岡本(充)委員 名勝というと、あとそれにつけて加えて、歴史的な背景も含めて、教育的な意味合いも込めて設けられるというふうに私もちょっとお聞かせいただいた。例えばそこで有名な詩が詠まれたとか、そういうのも入ってくるんだと私は思っておりますけれども、そういう意味で、今回の景観法は、確かに背景というよりは、その景色を一つ外観に価値を置いてということ、これを守っていくということでございます。

例えば、またこれ、先ほどの農村部の話に少し戻って恐縮でございますけれども、文化財も含めてそうですが、この価値を失われたときの指定の解除、要するに、これは残念ながら景観農村振興地域を解除しなければならぬと、もちろん市町村が考えるんだけれども、もちろん市町村が考えるんだけれども、もしくは文化的景観の価値が失われたと考えるような、そういう事態というのは、例えば自然災害が大きいでしょうか、自然災害などで考えられ得ると思うんです。

こういったときに、もちろん、自然災害などの復旧に対して、災害という観点からの支援はあるのでしようけれども、一度崩れた景観、これは、一つは重要文化的景観地、もう一つは景観農村振興地域、こういった地域が自然形状が変わってしまった場合、これはまた形状復旧して、それに対して国が例えば費用を出して、同様にまた価値を認めて、またこの景観地区としての指定を続けていく、こういったお考えなのではなかろうか。それぞれ、文化庁の方と、あと農林水産省でしようか、お答えいただければと思っております。

○本曾政府参考人 失礼いたします。

先に、文化庁関係の重要文化的景観地が自然災害などで大きく壊れてしまった場合についてお答えいたします。

現在、大きく価値を失った場合、文部科学大臣はその選定を解除することができるという規定を置かせていただこうというのを考えております。

自然災害などで大きな被害を受けて、復旧ができるかどうかという見きわめをする必要があるというところでございます。

小さなものについては、これは復旧の可能性を調査してそのまま維持するというところでございしますが、一般的に申し上げれば、被害が甚大で復旧が極めて困難な場合につきましては、これは解除することやむなしというふうな判断となると思っております。

○宮本政府参考人 基本的には、実際、例えば棚田等が一番こういう自然災害等の関係でも場合に

よってはあり得る話だろうと思えますけれども、例えば、棚田一面に大土石流的に崩壊したといったような場合には、恐らく農業の利用の観点からの災害復旧というにはあり得ると思えますけれども、景観の見地からには、なかなか現実には難しいのではないかならうかと思えます。そういった場合には、恐らく景観農業振興地域についても解除という方向にならうかと思えます。

それに対しては、例えば棚田の一部が何らかの形で崩れたといったような場合におきましては、恐らく災害復旧なり、あるいは通常の維持管理行為なり、こういった観点からその石積み等の復旧等を図ることによりまして、引き続き景観農業振興地域として維持することもあり得ると思えます。

恐らく、現実には、市町村と当該農地の所有者あるいは利用者と話し合い等の中で、当該地域を今後どういうふうな復旧していくか、その場合に、農業的復旧とあわせて景観の見地からどこまでやるかということの話し合いの結果によるということにならうかと思っております。

○岡本(充)委員 今おっしゃられましたけれども、まさに景観というのは、それぞれの価値判断、それから、私どもの岩國委員も指摘させていただきましてけれども、教育の課程を含めて、これまでの育ってきた環境を含めて、それぞれの哲学をもって判断をされていく部分も、大いにそういった部分があります。

私は、この景観についても、ぜひ、これまでの私の質問の中でも、さまざまな分野の方の御意見を聞いたり、住民の方の御意見を聞いたりというような場が必要だと思っております。景観に関する審議会をそれぞれの景観の行政に当たる自治体、景観行政団体に設けていく、これをひとつ促進していこう、こういったお考えは国土交通省さんとしてはお持ちなんではなかろうか。

○竹蔵政府参考人 景観行政を推進するに当たり

まして、そのような審議会を設けてはどうかというところでございます。

実は、各景観行政に熱心に取り組んでおられるところではそういう審議会がございまして、今回の法律の中で、先ほどからいろいろ御議論があるように、価値判断をどうするんだとか、恣意的な運用にならないためにはどうしたいんだというような御議論の上で申し上げましたとおり、条例でさまざまなそういう第三者的な機関を設けて、幅広くさまざまな方の意見を伺っていくという枠組みをつくるのが法律上もできることになっておりますので、そういうことを活用していけばよろしいんじゃないかと思えます。

○岡本(充)委員 ぜび、そういう活用する場を設けていくような施策を国としても推し進めていただける、そういうようなことを御期待させていただきたいと思っております。

ちょっと時間がないものですから、私、最後に、屋外広告物のことについて少しだけ質問をさせていたこうと思っております。

屋外広告物、今回の広告物等の制限をいろいろ規定しております屋外広告物法の一部改正の中で、四条ですね、条例で広告物の表示等について都道府県知事の許可を受けなければならないこと等の制限をすることができ区域を全国に拡大する、こういった結果、今まで制限がかかっていなかった地域の屋外広告物、例えば大きな看板も実はこの許可を受けなければならないという話になってくるかと思うんですけれども、その認識は正しいでしょうか。

○竹蔵政府参考人 今回、全国に屋外広告物の適用範囲を広げたという点につきましては、従来は、五千人以上の行政区域を屋外広告物の対象にしてきたわけですが……(岡本(充)委員「いや、もう時間がないから、正しいかどうかだけ」と呼ぶ)そうですね。もちろん許可が要るなというところになりますし、今まで許可が要らなかつたのに立っているということになれば、一定の期間は今までどおりでいいというような県の条例も

幾つかございます。

○岡本(充)委員 それは、今までどおりという、一定の期間はいいという話でありますけれども、例えば、外枠はかわらなくて広告主だけかわった場合、その段階でその規制がかかってくる、こういうような考え方なんですか。それとも、これまでであったものは外枠がかわらない限り、広告主がかわっても外枠が残っている限りはさかのばって適用しない、こういうような解釈でよろしいんでしょうか。

○竹蔵政府参考人 なかなかそういう場合を想定するのは難しいんですけれども、外枠だけ残してというのはいずれにしろ新しい制度の適用を受けるということになります。

○岡本(充)委員 ということは、今既存の広告で、例えばがらつとかわたりするときに、その広告内容がかわるときにこの法律の適用を、既存ですつとあるものはそれをさかのばって適用はされないわけですね。

○竹蔵政府参考人 広告物につきましては、建築物と違ひまして既存不適格という概念がございせん。なぜかという点、例えば三年ごとに許可を得るという点としまして、一定期間と申しまして三年程度という点としまして、その中で、それを過ぎればきちつと許可が必要だということになります。

○岡本(充)委員 了解しました。

この広告物の問題も今後規制をしていく、そして景観を守っていくということでございますが、最後に、少しだけ私、今回の景観法の中で、最初から指摘させていただいておりますけれども、予算的措置をまちづくり交付金の方で活用してくだ

さい、こういった話もありまして、実際にそれぞれの地方自治体が、先ほどお話しさせていただいたとおり、在来種の、また在来の樹木を利用する中で、まちづくり、景観をつくっていく、こういったことに取り組んでいく、それぞれの自治体がそれぞれの自治体の、自分たちがまちづくりを景観という観点から推し進めていくとい

う施策であると私は理解しているんです。

そういった中で、財源の問題が、引き続き交付金だと、まちづくり交付金についてはまちづくり支援事業のある意味の継続にもなる、そういった交付金でもあるわけでございます。それに、さらに景観についてもこの交付金を使つてくださいうことである、なかなか財政的に、もちろん国自体が苦しい中でございましてから潤沢にあるわけではないんですけれども、交付金だけで市町村がやっていくというのなかなか厳しいのも現状だと思います。

私は、そういった意味で、ぜび地方分権の流れにも、これは地方のことは地方で決めるという話の一つにもなつてくると思ひますので、例えば、税源移譲を含めて、町独自の景観行政を進めていくように、財源を含めてさらなる検討をしていただきたいと思ひますが、最後に大臣、御感想をお聞かせ願ひれどもと思ひます。

○石原国務大臣 今回は、先ほど文化庁の皆さんと岡本委員が御議論いただきました景観重要建造物制度等々設けて、相続税の措置とか、あるいはまちづくり交付金を使つて町ぐるみで良好な景観を維持していくというものに支援をしていこうというものをつくつたわけですが、委員の御指摘のとおり、実際の運用状況を見ながら、財源移譲は国土交通省一省で話がまとまる話でございせんので、各省庁とも連携して、さらに支援措置の足りない点があるものであるならば、そういう点を補うようなことも考えていかなければならないと思ひます。

○岡本(充)委員 質問を終わります。

○赤羽委員長 三日月大造君。

○三日月委員 民主党の三日月大造です。

私も、ただいま議題になっております景観緑三法案の質疑に参加をさせていただきます。これまで、昨日からいろいろな方々、委員の方々による質疑、そして参考人招致、そして本日の質疑と、さまざまな論点、観点にわたつて質疑が繰り返されておりますので、若干的を絞つて話

をさせていただきたいというふうに思ひます。

つくづく、この景観の法案が提出されて以降、景観の勉強をさせていただき、そして京都への視察も含めて各地区のさまざまなきれいな景観を拝見するに当たつて、私はこの国に住んでいてよかったなという誇りを持ちました。あわせて、いろいろな各自治体の方々や関係団体の方々のお話をお伺いするにつれ、景観を守つて、そしてつ

つて継承していくことの非常に難しさというか、そういったものも改めてわかつたような次第であります。こうして議論をしている間にも、多くの景観が刻一刻と壊されていっているような現状もありまして、多くはよくても、ただ一つの高い建物や見苦しい建物があれば、それでもうその町の景観は丸つぶれ、長い時間かかる割には一瞬で壊れてしまふ、言つてみれば人の信頼のようなものなのかなというふうな形で重く受けとめているようなところでもあります。

昨年七月ですか、美しい国づくり政策大綱というものを国土交通省が発表されました。その中に、美しさというものは心のありやうとも深く結びついていると、非常に感慨深く読ませていただきました。そういう意味では、今回この景観法の審議に当たり、清い心で臨ませていただきましたというふうに思ひます。

本題に入ります。

今回の景観緑三法案は、国として景観を守つてつくつていくんだという意思表示を内外に表明されました。そしてまた、そのために各自治体の取り組みを奨励するんだ、法的根拠を与えるんだ、役割を明確にするんだという意味においては、私は評価をし、そして期待をしております。

この法律を契機に、より実効ある景観行政が可能となること、これまでは二の足を踏んでいた自治体が、よし、一丁景観保全に積極的に取り組もうじゃないか、何よりもそこに住んでいる住民、国民の皆さんの意識や日々の生活の中に、景観と

平成十六年五月十二日

二四

いったものや町並み、風景の美しさ、これまでとかく日本人が世知辛い毎日の中で忘れ去っていたような、そういう感覚を取り戻していただけるこ

と、こういうことが非常に重要だと思えますので、そんな思いと願いを込めまして、自治体の前向きな取り組みがより促進されるためには、この法案に何が足りなくて何が必要なのかといった観点に絞ってこれから質疑をさせていただきます。

その前に、まず、現状やこれまでの取り組みを総括しておきたいと思うんです。

まず大臣、景観緑三法案を今回提案そして整備するに当たって、今の日本の景観及び、これはちょっと加えて、都市緑地といったものもぜひ加えていただきたいんですけども、その現状をどのようにお考えになつていらっしゃるのか。

これまでもう繰り返し返し答弁をされていますので、若干絞りたいと思います。

景観については、景観破壊事例やそして今全国各地で起こっております紛争事例、そういったものを踏まえてお答えいただきたいと思いますし、緑地については、これは科学的な調査も今されていると思うんですけども、ヒートアイランド、これも無視できない現状だと思うんですけども、そういった観点からお答えいただければ幸いです。

ろに建っているということがどうなのかといったような論争を巻き起こしました。

また、高層マンション等々では、国立とか世田

谷で、住宅地で発生していることも、景観や居住環境に対する住んでいらつしやる皆様方の意識といふものが変わってきたからああいう問題が起つてきたんだと思つております。

緑の方でございますけれども、緑の方はずっと深刻でございますして、首都圏で見ますと、この四十年間に農地、林が四分の一ぐらい減つてしまつた。ヒートアイランド現象が議論されるんです。

が、百年間で三度上がったということです。実感はちょっと、百年間で三度というのはどういうものかとなかなかぴんとこないんですけども、明治神宮、泉も出ているんですけども、その辺の温度は、私も夏の盛り、あそこも昔は選挙区だったもので、よく出入りしていたんですが、市街地が三十度のときに、やはり五度ぐらい低いですね。そういうことから考えましても、森林が大きな気温上昇の抑制機能を有しているということが明らかだと思っております。

そういう意味で、委員御指摘の都市の緑地の創出、そしてそれを、今ほとんど減っていつていゝわけでございますので、これをどうやって保全していくか、積極的に取り組む必要があるんだ、そんな観点で今回の景観法も御審議いただければ幸いに存じます。

○三月月委員　ありがとうございます。

れ、そして、その中で国や行政が行ってきた取組みについてのどのような総括をされておりますか。

特に、先ほども触れました、昨年出された美しい国づくり政策大綱、この中で、「自らを省みることとか、「自ら襟を正し、」というような自己批判をされながら、美しさを重視する国というものをつくっていかねばならないということ」を表明されました。この美しい国づくり政策大綱と今回の法案との関係も含めてお答えいただければ幸いです。

○石原國務大臣　これももう既に御同僚議員の疑いの中でお話をさせていただいたところで、若干、重複はお許しいただきたいと思うんですが、やはり私たちは、より便利に、より機能的に、より経済性を追求してきたんだと思うんです。しかし、その結果、立ちどまって周りを見回しますと、ふぞろいな町並み、あるいは、先ほど岩永委員が言っておりましたように、こうやってのぞきますと、天を覆う電線類、あるいは目に今る違法屋外広告物のはらんなど、景観上、やはりこれは、このままでは自分たちは決して豊かではないな、こういうふうによくの方々が感じるとうなってきた。

行政の側もそれなりな取り組みは行ってきたわけですけれども、今回のこの景観緑三法を契機として、昨年七月にまとめました美しい国づくり政策大綱に盛り込まれた施策というものを一つ一つ、まあ、昨年の七月でございますから、具体的なものもまだ少ないようですけれども、この後、

お時間があれば、参考人からどんなことが変わってきたかというお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、そういうことによって、一歩歩ではございますけれども、良好な景観の形成と、委員が大変重要な点であると御指摘されている緑地の保全ですね、都市部の緑地の保全というものをこれからいよいよ総合的に進めていく、というところによつて来たんではないかと認識しております。

○三日月委員 それならば それならばといひますか、だからこそお伺いしたいと思うんですけれども、若干抽象的な話になるかもしれませんが、

今回の景観緑三法によって、景観を、そして都市緑地をどのような状態に国としてしたいんだ、そしてまた、そのために、景観行政、そして緑地行政かくあるべき、まあ、かくあるべきとまで国として規定するのはどうかと思うんですけども、こうあってほしいなというような、それぞれ目指される姿といったもののように思っています。ではうか、お答えいただいたと思います。

をどのように考えているかというお話でございませうが、これは、地域・地域によってそれからつくられていくものと考えます。ただ、それはいつて、でも、やはりそこに住んでいてよかったと、先ほど先生が冒頭におっしゃったように、この国に生まれてよかったんだと思えるようなまちづくり、村づくりをしていくことが必要だと思います。

また緑についてはより切実でございまして、地球温暖化の問題でございまして、ヒートアイランドの問題とか、まさに我々の生活に直結している分野でございまして。従来も、都市公園の整備を進めてまいりまして、営々と緑地を整備してきたわけでございますが、それだけではなかなか十分ではないということで、今回の緑地保全法等の改正におきまして、単につくるだけじゃなくて、守る緑、緑化する緑、さまざま、多様な手法で緑を確保していきたい、このように考えているわけでございます。

○三日月委員　ありがとうございます。
目指すべき姿についてはわかつたんですけれども、景観行政や緑地行政としてどのような形が望ましいとお考えになつていらっしゃるのかといふことについてのお答えがまだいただけていないように思います。

○竹蔵政府参考人　緑地行政につきましては、今回の法案を申し上げますと、まず緑の基本計画というのをそれぞれの地域でつくつてください、

の中で都市公園を整備する、緑地を保全する、それから緑化するというような、そういう行政体系をきっちと明示的に示すというのが一つでございます。

それから、景観につきましては、まさに先生が御指摘になりましたように、地域地域の取り組みをバックアップしていくということでございまして、地域地域で基本になる景観計画、きのうも西村先生が、この景観計画をきっちとつくって、そこに地域の住民のいろいろな意見を盛り込んでいくということが非常に大事な点ということを強調されましたが、まさにそれが行政の大きな枠組みになっていくと考えております。

○三日月委員 ありがとうございます。

まさに、景観にしても緑地にしても、そこに住んでいらっしゃる方々が、そこに住んでいてよかった、そしてそこに生まれてよかった、そこに働いて誇りに思えるといったような景観や緑地を整備していくこと、そしてまた、国としてはそのバックアップをしていくことといったことが大切な点だということな目標や、そしてイメージといったものを今お示しいただいたと思います。

だからこそ、この法案を作成するに当たっては、これまでどちらかといえば国よりも先んじて取り組みをやってきたと言われております都道府県や市町村、こういったところの意向を踏まえた法案作成過程がとられてきたというふうに認識をしていただくと、いろいろな自治体の意見も聞いてこられたというふうに思っていますけれども、具体的にどのようなことをどのような形でやってこられたのか、そしてまた、この法案の作成に当たって、自治体からの要望、要請は、特にどのようなものがあつたと国土交通省では把握をされていますか。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。

平成十五年度には、四十三都道府県八政令市が加入しております全国景観会議というのがございまして、また、十三の政令市が加入しております都市景観形成推進協議会と、それぞれ二度にわた

り要望書をいただきました。

その要望の主な内容でございますが、やはり景観に関する基本理念や責務を明確化して、公共団体の取り組みを支援する景観基本法制度の整備をしてほしい。景観形成に適用できる支援体制の創設、充実、先ほどの質疑でございましたが、予算の問題とか税制の問題とか規制緩和の問題、こういう形で支援体制をつくってほしい。それから、屋外広告物に関する法制の充実、それから景観形成に配慮した公共事業の一層の推進というのが要望の主な内容でございます。

加えて、法案の作業に入りました昨年九月からは、景観行政に積極的に取り組んでおられる自治体の方々と、東京で三回、地方で八回、意見交換会を開催しまして、さまざまな実態について教えていただく、問題点を教えていただいて、それを国としてどのようにフォローしていくかというような体制でこの法案の準備を進めてまいりました。

○三日月委員 ありがとうございます。

ならば、そういう景観をどのように守り、つくり、そして継承していくのか、そのために自治体の景観行政を国としてどのようにバックアップをしていくのかというような観点から、具体的に個々お伺いをしたいと思っております。

若干順番を変えてお伺いしてみたいと思うんですが、景観の形成には、今回この法案、作成されて提出されたのは国土交通省、農水省、環境省の共同提出だ。先ほどの岡本委員からは、文化庁や、そして農水省、同僚議員からも、各地方の省庁の皆様方、参考人としてお越しいただいていろいろな御意見も伺っていますけれども、そういった関係各省庁の連携が必要不可欠だというふうに思っておりますが、今後の実行体制としてどのような体制をイメージされているのか、お答えいただきたいと思っております。

○竹蔵政府参考人 今御指摘がございましたように、初めは、国土交通省、自分の町のことをやるかと思っておったんですけれども、やはり農

村景観、それから自然公園の部分、それから、文化庁は直接はこの法案の提出者にはなっておりますけれども、この法案を引用して別途法律を出されているわけでございまして、各省力を合わせて日本全体の景観をよくしていくということに取り組んでいるわけでございます。

具体的にはもちろん地方自治体の取り組みにかかってくるわけでございますけれども、先ほどから御質疑がございまして、公共団体だけではできない部分も多々ございます。予算の面とか税制の面とか規制緩和とか、規制強化も含めまして、そういう法律は国がやらなくてはならないというところで、今後も、この法案の施行に当たりまして、公共団体からも、せっかくなつくつてくれれば、こういうところがまだ直してほしいとか、こういうところはこういうふうにしなさいとか、いろいろなところがあることも、また伺う機会もあると思っております。今後とも関係省庁が一体となつて、国土交通省としても、自分の体制もきっちりしくちやいけな、地方支分部局の体制整備も含めて整備してまいりたいと思っております。

○三日月委員 今参考人の方からお答えいただいたように、今回は各自自治体が主役なんです。各自自治体の方々、担当者の方々にお話をお伺いしておりますと、各省庁、各法、それに伴う各地区指定がさまざまあつて、メニューがたくさんあつて、非常にややこしくて複雑だ。ましてや、自治体だけではなくて、これからNPOの方々と連携していくに当たって、非常にそのあたりの連携が煩雑だという御意見も伺っておりますので、ぜひ連携を、国土交通省はこうやって言っているけれども、環境省が違うことを言っている、農水省は、いや、実は後ろ向きなんだ、農業生産の方が大事なんだといったことが表にならないような形で、実効ある協力体制を構築していただきたいというのを強く要望しておきたいと思っております。では、国はそうやって連携体制をとる。では、今回、都道府県と并列になった市町村、そしてこ

れまで主体的に進めてきた都道府県、このまま都道府県と市町村が本当に并列でいいのかといったような問題提起をさせていただきたいと思っております。

ともに景観行政団体として届け出もできるし、そして景観行政を行うこともできるといったことに今回なりましたけれども、どちらかというと、地方においては、先ほど大臣がおっしゃいました眺望といったようなものや風景といったようなもの、遠目に見た広域的な景観を扱うことの多い都道府県と、そして町並みやまちづくりといったようなもう本当に地域に密着した、近くでそこに住んでいる人が、そして時には観光客の皆様方が喜んでいただけるようなまちづくりといったような、そういった身近な景観を扱うことの多い市町村といったものは、おのずと役割や機能が違ってくるように思われますけれども、今回それを并列に、一見同列に扱われているように思われますけれども、機能と役割の分担をどのように考えていらっしゃるのか、お答えください。

○竹蔵政府参考人 今先生が御指摘されましたように、身近な部分、これはまさに市町村が中心的な役割を担っていく。今回の法律でも、建前は都道府県と市町村となっておりますが、市町村がほとんど手を挙げてくれば、都道府県としては同意を与えて、市町村にどんどんやってもらおう。

では、それで終わりがかという、まさに御指摘のとおり、日本の山岳、河川、湖沼などの周辺景観の保全とか、それから空港など大規模な施設がございまして、そういうような、やはり広域的な景観というのも非常に重要な課題になると思っております。そういう市町村の行政区域を超えるような広域的な景観行政というのは、やはり都道府県に今後ともどんどんやっていただかないといけないと思えます。

そういう意味で、市町村と都道府県がそれぞれの身の回りと広域的というような大きな役割分担のもとに景観行政に取り組んでいただくということを期待しております。

それから、昨日の西村先生のお話にもございましたが、熱心な市町村もいらつしやるけれども、まだまだというところがあるという中で、都道府県がそういう消極的な市町村の部分をカバーしてしばらくいくということも、都道府県の役割として非常に大きなものがあるのではないかと思います。

○三日月委員 今からそのことを伺いしようと思っております。

昨日の西村先生の御指摘の中にもあったとおり、関心を持って頑張っている自治体とそうではない自治体、さまざままだあって、都道府県では二十七都道府県ですか、五七％。そして市町村では、三千余りある市町村の中で、まだ四百五十の市町村しかこの景観条例といったものが制定できていない。これは割合にしますと、市町村では一四％。

こういった中で、先ほどおっしゃいました眺望といったようなもの、そういう景観を守っていくためにはやはり都道府県の役割が欠かせない、こういう現状の中にあつて、都道府県だつてまだ五七％なんです。こういう頑張っている自治体と頑張っていない自治体、今回の法制定によって、より格差が生じてきて、その格差が広がっていくというふうにも懸念をしているところなんですけれども、国としては、この格差を埋めるためにどのようにしようとしていらつしやるのか。

そしてまた、より突っ込んでお伺いをすれば、地方公共団体が、また市町村が、景観計画や景観法に基づく条例を制定しようじゃないか、これから積極的に景観行政をやるうじゃないかといったようなことをしていくときの具体的な支援策としてはどのようなメニューがあるのか、お答えいただけます。

○竹蔵政府参考人 地域間の格差の問題でございます。まず、選択と集中という時代でございまして、都市間競争、地域間競争でございまして、したがって、やはりやる気のあるところはどんどん発展する

というところは非常にいいことだと思うんです。ただ、やる気はあるんだけど、なかなかそういう体制にない、やる気はあるけれども、なかなか前に進めないというところは、やはり我々としても大いにバックアップをしていく必要があると思います。もう、はなからやる気のないところは、なかなかそういうところに住んでおられる住民の方にとつてみればつらいものがあるかもしれないが、やはりやる気はあるけれども何とかしたいというところは、ぜひ我々としてもバックアップしたいということでございます。

今後どうするかということですが、説明会でございましてガイドラインとか、この法律自体、先ほどの御指摘にもありましたように、大変複雑な面がありまして、これに習熟して自由に使いこなすにはやはりいろいろな勉強が必要だと思ひます。そういう勉強について、我々としてもいろいろ助言、協力等をしてまいりたいと考えております。

○三日月委員 ぜひやる気のあるところのやる気をそがないような、そして今やる気のないところのやる気を高めるような、そういった施策を行つていただきたいと思ひます。ただ、基本はそこに住んでいらつしやる方々の自治であつたり、そして選択であるというふうにも思ひますから、国としてそういったものを規制することのないように求めておきたいと思ひます。

それでは、若干先ほど話をさせていただいたんですけれども、現在、美観地区、そして風致地区、伝統的建造物群保存地区ですか、非常にさまざまな地域地区指定があつて、それぞれに應じた規制の仕組みや、法律もそれぞれ違う、非常に複雑でわかりにくい。京都に行つたときも、本当に多くの地区指定が複雑に指定をされておりました、そこに住んでいらつしやる方はまだ、それでも複雑だと思ひますけれども、新しく移り住んでこられた方が、いろいろな規制がかかつていて非常にやりづらんだといったような話もお伺いをいたしました。

今回、新たに都市計画法の第八条ですが、第八條の一項の六号に、景観地区といったことで新しくその指定ができるといったような規定がされていきますけれども、こういった複雑でわかりにくいそれぞれの地区指定といったものの改善策といったものについて、どのようにお考えでしょうか。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。確かに、都市計画の専門家の方以外にとつてみれば、都市計画法に定めております美観地区でございまして風致地区、それから伝統的建造物群保存地区とかさまざまな地区があるのはどうにかからないのかというふうなお気持ちになるのもわからないわけではございませんが、例えば京都は、確かに複雑だとは言いつつ、それを見事に活用されている。ある意味では博物館のような、こまごまの法律というのを上手に活用されているかと思ひます。

例えば美観地区については、既に整つた町並みについては美観地区で守ろう、それも一種から五種というふうな、規制に差をつけて、その地域地域に應じたものをやる。それから風致地区は、これは京都を囲む三山の緑、ここは、風致地区というのには必ずしも全部建築行為が禁止されるわけじゃなくて、木々の間から家が見え隠れするというふうな風情のある地区を風致地区といつております。

それから、もつとここはすごく大事だということで、奈良、京都、鎌倉等は古都ということで歴史的な特別保存地区になつて、寺社仏閣と周囲の自然環境が現状で凍結的になるというので、それぞれの地区に應じて、確かにたくさん種類があつて、初めて見ると大変に思ひますけれども、それぞれの役割を果たしてきていると思ひます。今回の景観地区というのは、この美観地区というの、今いいところだけを守る、今後よくしていくところだけ対応できないというのが京都の市の方からも要望があつたわけでございます。この美観地区はなくなつて、景観地区に変わ

るということでございます。いずれにしろ、都市計画の制度上、必要な制度でございまして、これを一本化するとかそういうことにはならないわけでございますが、それをきちつと周知する。都市計画については、用途地域とかそういう図面が時々新聞の折り込みに入つてきて、都市計画というのはいくつかあるものかなというの、市民の方にも目に触れる場合がありますけれども、やはり、きょうお話がございましたような、学校教育の場において、景観、都市計画、こういうものについても小さいころからなれていただくということも非常に重要なことじゃないかと思ひます。

○三日月委員 ありがとうございます。ただ、局長、これまで都道府県やそういったところが、どちらかというと美観地区に当たつても主役だつたところもあるんですけれども、景観行政団体には全国の市町村がなれるんだといったようなことになりました。ぜひ、各市町村がわかりやすい、そういった都市計画行政になるように、例えばこの委員会室の中であれば、竹蔵局長としまして若井先生ぐらいしかわからないような、そういった制度ではなくて、各省庁間のいろいろな連携もあるかと思ひますけれども、ぜひ、そのあたりのわかりやすい制度設計になるよう、今後、引き続き御努力をいただきたいと思ひます。

それと、若干観点を覚えてお伺いをしてみたいと思ひますけれども、これまでの質疑の中でもいろいろな委員の方から御指摘もありました。いろいろな御答弁を伺つていても、まだ得心をいたしません。これから建てるものを規制するんだというようなことは、今回の景観法では、条例を制定する、地区指定をする、計画を立てるといったことでできるのかもしれないけれども、壊してしまつた、荒廃をしてしまつた、良好でない景観の再生、これに対してどのように取り組んでいくのかといったことがまだわかりづらくて、むしろ

こういったことの方が大切ではないかというふうにも思うんです。

岩國先生の御指摘もありました電柱だとか広告物、こういったものは比較的に取り除いたりすることは容易だと思ふんですけれども、ビルだとかマンションだとか、そして松野先生の方からありました鉄道の高架橋だとか、そういった大規模なコンクリート構造物、大いに景観を汚してしまっているようなこういう公共物、公共施設に対してどうするかといった取り組みをどのようにお考えでしょうか、お答えいただきたいと思ひます。

○竹蔵政府参考人 昨日の参考人質疑でもこの問題が大きく取り上げられたと思ひます。それに対して金沢の市長さんは、建つてからでは遅いのであつて、地域を守るためには、住民が合意を図り、あらかじめ景観を阻害することになるような建築物の建設を防ぐための規制が必要だというような極めて現実的な提案もされたわけでございます。

今御指摘のように、電線や電柱、広告物と違ひまして、一遍大規模な建築物ができるということになりますと、その次の建てかえまでは待たなくては行けないということで、その間、景観が壊されるということ、極めて大きな問題が生じます。

ある学者の先生は、修景十年、風景百年、風土千年、そういうようなタイムで物事をとらえる必要があると。まさに、一遍壊れると、例えば風景百年回復できないというようなこともあるわけで、やはり事前のそういうことが非常に重要じゃないかと思ひます。

事後の策はなかなか難しいわけでございますけれども、京都の方も言つておられましたけれども、やはり徐々に建てかわつていくものを上手に、悪い環境にならないようにいい方に誘導していくというところで、悪くなった環境についてはやはり気長に正しい方向に持つていくしかないのかなという感じがしております。

○三日月委員 きのうの金沢の市長も現実的な指

摘をされました。私もそう思っているんですけれども、でも、現実的な指摘をするしかないんだ、現実的な取り組みをするしかほかに方策はないんだ、いろいろな各自自治体が悩みながらやつていらつしやる現状を私も目の当たりにしたところであるんです。

だからこそ、ちょっと焦点を絞つてお伺いしたいと思ふんですけれども、地域のことは地域で決めればいいですし、今後、そのような景観を害するような建物や構造物をつくらないように規制をしていくといったことで、ある程度対応ができると思ふんです。

国直轄の公共事業、こういったものについては、国で、例えばアセスメントをつくるなり、ガイドラインをつくるなり、これはもう既に、美しい国づくり政策大綱の中でもうたわれております。今年度、さまざまな試行を通じて行つていくんだといったようなことも示されているんですけれども、現時点で、国直轄の公共事業のアセスメント、そして分野ごとの景観形成のガイドライン、こういったものについてどのような試行状況になっているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○門松政府参考人 景観アセスメントの仕組みの確立に当たつての配慮事項でございますが、残念ながら、現時点で、景観に関する技術的な評価基準が確立されておられません。

また、非常に地域性の強い事柄でございますので、これらの課題とか特性を考へて、暫定的な取り組み方針を作成の上、試行を繰り返してステップアップをしていくというふうに考へてございます。

具体的には、今年度より、直轄事業の三十事業程度、河川事業で十程度、道路事業で十程度、港湾事業で五程度、そのほかで五事業程度、こういった試行を導入いたしまして進めてまいりたいというふうに思つております。

今後の予定でございますが、試行の結果を踏まえて、できるだけ早い時期に仕組みの確立を図つ

てまいりたいと思ひます。

○三日月委員 ありがとうございます。いろいろな試行をされていると思ふんですけれども、そしてまた、技術的な基準設定が非常に難しいといったようなお話もありましたけれども、何をどうすればそんな技術的な基準づくりというようなものが可能になるんですか。試行を重ねることによつてもそれは可能になるんですか。

普通、我々素人が考へていて、景観という公益と、例えば先ほどの岩國委員の方からもありました営業活動の自由といったもの、そういった公益との調整、また表現の自由や政治活動の自由、そういった公益や私権、私益といったものの調整というのは極めて難しいと思ふんですけれども、これは、何をどのようにすれば、そして、どのような試行をすれば可能になるんですか。

○門松政府参考人 委員御指摘のように、非常に難しい問題だと認識しております。とりあえず暫定的に、一般的な配慮事項、こういったものは考へられるわけでございます。その配慮事項について、その地域で、その場所で、例えばどんな規模の、どんな色の、どんな形状のものかといったものは、その地域でもつて、その場所でもつて、施設でもつて判断しなければいけないわけでございます。こういったものはやはり、その場所、その事業で試行してみないとわからないということでございまして、さきに示した一般的な事項とあわせ、試行を繰り返して、ステップアップしていくということでござい

ます。

○三日月委員 余りしつこく聞いても嫌がられると思ふんですけれども、では、済みません、どのような試行をされているのか、具体的なことを教えてください。

例えば京都は、京都を通る道路は、いろいろな公共物は、いろいろな看板の規制にもありました。赤の看板のところでも白にするんだとか、いろいろなことをされております。その構造物は白だけれども、高架橋は白だけれども、次の町に

入つたら高架橋は茶色なんだ、コンクリート色なんだといったようなことになるのか、ちょっとそのあたり、踏み込んで、その基準づくりのためにどのような試行をされているのかということについて、今現時点での取り組み状況、取り組み内容についてお教えいただきたいと思ひます。

○門松政府参考人 先ほど来私が申し上げていることは、これからやろうとしていることでございまして、今実際、試行に入っている事業については、ここで今先生の質問にお答えするようなことは事実としてまだ発生しておりませんので、またここで御質問があれば御報告したいと思ひます。

○三日月委員 済みません。ありがとうございます。なぜこのようなことをお伺ひしたかというと、今回の景観法をつくつても、そして各自自治体や国との役割を決めても、景観に対する基準、ガイドライン、こういったものが基本になるし、こういったものが決められないと、そういった公益と私益との間の調整といったものが非常に難しくなってくるだろうと各自自治体の担当者の方々がおっしゃっています。

だからこそ、民間のいろいろな事業を規制するのはもしかしたら簡単かもしれませんが、国として行う事業をどのようなアセスメントで、どのようなガイドラインで行うのかというのが、ある意味、全国のモデルケースになるというふうにも考へておりますので、今年度を通じて行われるということですので、また今後、逐一その試行状況等々についてお教えいただきますように要請をしておきたいと思ひます。

昨日の参考人招致の質疑の中で、同僚の伴野議員の方からも、今回の景観法案、実効性を高めるためのかぎは、今私がしつこく申し上げた基準、アセスメントづくりと、そして住民やNPO、各主体、団体の方々の参加、そして地域住民における合意形成、この三つがポイントになるのではないかと指摘がありました。私もそのとおりだなというふうに思つております。

各地域の中で、景観を守るんだ、こういう景観をしようじゃないか、そのために規制をしましょう、規制緩和をしましょうといった合意形成を図るための具体的な方策、支援策といったものについてどのようなものを整備されているのか、お知らせください。

○竹蔵政府参考人 先ほどから先生がおっしゃっておりますように、さまざまな公益、私益の調整ということがまさにこの景観の基本的な役割となります。

景観法では、景観計画の策定に当たって、あらかじめ公聴会の開催等住民の意見を反映させるとか、それから、景観協議会に行政、商工関係団体、それから電気通信事業者等さまざまな方に入っているわけで、その地域の問題を考える。例えば電柱の、電線の地中化についていえば、電力会社とかNTTとかいろいろな関係の方がいらっしゃるわけでございまして、そういう方とも協議しなければなかなか仕事は進まないというようなことがございます。

そのように、今回の法律では、まず第一にそういう合意形成をする場というか、手続とかプロセスを重視した法律体系になっておりまして、それを大いに活用していただくことが、今後、景観と緑を守っていくという上で非常に重要な役割になるのではないかと考えております。

○三日月委員 ありがとうございます。

そういう意味では、そういった協議会、審議会、そういう場の役割や法的根拠を与えるための今回の法案なんだという意味においても私はこの法案に期待をするところなんですけれども、実はこれから重要で、きれいな景観をつくらうという思いも持っています。そして、基準も何とか何とか苦労してこじつけでつくりました。そして、これまた無理やりも含めて頑張って合意形成もとりました。ところが、この自治体、金がありません。景観保全、そしてその景観を継承していくには非常にお金がかかるんだ、メニューは多いけれども金がないといったような、これまた嘆きと

いったようなものも各自自治体でお伺いをいたしました。

岩國委員の方から、屋外広告物、自販機、樹木、河川、橋、森林、とにかく人の目に見えるありとあらゆるものが今後景観という観点で、取り除くじゃないか、色を変えようじゃないか、どこかにやろうじゃないか、竹蔵参考人の方からは、そういった広告物を除去することができるような法案になったんだとおっしゃいますけれども、除去することにも人件費も含めて非常に金がかかる。

このことについて、予算措置も含めた国の考え方、これまで街なみ環境整備事業ですが、やはり今回創設をされましたまちづくり交付金、いろいろなメニューはあると思うんですけれども、今後、景観を守る、そのために財源措置、財政措置をこのようにとっていくんだというようなことも含めてお答えいただけますでしょうか。

○竹蔵政府参考人 御案内のとおり、国も地方も非常に財政が厳しい、そういう中で三位一体改革ということで、特に補助金、小規模な補助金は削減するんだ、廃止するんだということで、我々、いろいろな財政支援をしたいと思いつつも、なかなか思うようにならないという現実が一つございます。

ただ、そうは申ししましても、例えば国土交通省については大変大きな予算がございまして、そういう中でさまざまな手だても講じておりますし、また、景観形成事業推進費という新しい財政上の措置も講じました。まちづくり交付金も行いました。また、税制上の措置もいろいろ講じていこうということで、今後とも、いろいろな制約がございすけれども、こういう新しい一歩を踏み出す、それを後ろからバックアップするというようなことから我々もいろいろな支援策ということを検討していきたい、このように考えているわけでございます。

○三日月委員 先日、京都の町家を一緒に回らせていただいた方々も多いんですけども、視察を

させていただきました。そういった景観、景観の中にある建造物、建築物といったものを、何が一番大変ですかとお伺いをすれば、それを保全し、そして代々継承していくことに一番大変さがあり、難しさがあります。どんな支援策が一番効果的ですかとお伺いをしたときに、相続税、特に京都の町家においては、相続税対策でマンションにしてしまわれるような町家もあつたりいたしますし、京都のある地区の町家は二万七千六百四十八軒あるうち、実際、いろいろな地区指定や文化財指定、伝建地区、美観地区指定で支援措置を受けられているのは千七百八十軒で、六・四％にとどまっている、こういう状況の中で、この町家を保全していくことというのは非常に難しい現状にあるんだというようなことをお伺いいたしました。

今回、景観法案に関する税制上の支援措置、相続税も含めてどのようなメニューをお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○竹蔵政府参考人 景観重要建造物の制度を創設いたしました。これについては、外観については少なくともいじれないということになりますので、その分、相続税の評価減が講じられるように今関係省庁と調整をしているところでございます。

○三日月委員 私は、この相続税、今言葉としておっしゃいました評価減というのがポイントになつてくると思つたので、昨日も国税庁の方々にいろいろお教えをいただきました。今回いろいろ調整をしていただいていると思うんですけれども、きょう、国税庁の方は来ていただいていますよね。

今回のこの景観法案にかかつて、この相続税、特に、私が国土交通省の中でいただいた資料の中には、適正な水準に評価するんだというようなお答えもいただいておりますけれども、具体的にどのような検討がなされ、そして今後、この相続税の支援といったものは、評価減といったものは可能になるのかといったことについてもお答えいた

だけますでしょうか。

○西江政府参考人 お答えさせていただきます。相続税等における財産評価につきましては、相続税法二十二条によりまして、財産取得時の時価によると定めております。

課税財産である土地の時価につきましては、土地の評価の安全性等を考慮して、地価公示価格水準の八割を目途として路線価等として公表しているところでございます。

景観計画区域内の土地につきましては、景観法により利用制限が課されることにより、交換価値が低下することが予想される一方、住環境の改善、集客力の増加等、逆に交換価値が高まることも考えられます。

したがって、計画区域内の路線価等を一律に何割減価させるということではなく、それぞれの地点の適正な交換価値、すなわちそれが地価公示価格等として公表されるわけでございまして、その地価公示価格等を適正に反映した評価を行つてまいりたいと考えております。

なお、個別に指定されることになる景観重要建造物及びその敷地につきましては、用途、新増築などの使用収益に制限が加えられることになりますことから、その制限内容の程度に応じ、他の財産の評価方法、類似のものとして重要文化財とか登録有形文化財、伝統的建造物等がございすけれども、そうしたものに對する評価方法とのバランスも考慮して、どの程度の減価が生じるのかを判断した上で、適正な評価を行つていきたいと考えております。

景観法に基づく利用制限の具体的な運用がどのようになるのか。現時点では十分明らかでございせんので、今後、その制限の内容について、国土交通省からも意見を聴取するとともに、土地精進者等の御意見も聴取しながら、その制限の内容が土地や建物価格にどのような影響があるのかを見きわめた上で、適正な評価となるよう努めてまいりたいと考えております。

○三日月委員 ありがとうございます。

私は、相続税といったものに対してどのような支援措置を設けるのかというのが、長い目で、その景観地区内にある建造物を守っていくのに非常に重要だと思っておりますが、今のお答えからすると、私権の制限はあるけれども、しかし、景観がきれいになることによって、お客様も来るし、そしてもうかるかもしれないし、土地の価格や評価というものが高まるかもしれない。だから、必ずしも、評価も上がってしまうし、それに対する減額措置や何か簡単なものでは決まれないよといううなお答えだったと思うんです。

しかし、この部分は、国土交通省さんや各自治体の方々からすると、非常にポイントであるようにも思いますし、これからは景観地区を各市町村が決められるようになるんですね。各市町村が景観地区を決めて、その地区内の建物についてさまざまな支援措置を、メニューを用意していく中で、でも一方、相続税については国の制度でなかなか変えられないし、それぞれが一件一件、相続をしたときに、申告をしたときに評価が変わってくるよというようにあるとあれば、今後の運用にも非常に差し支えがあるように思いますので、このあたりについては、最後に、国土交通省の方からぜひ、御意見やそして決意をお伺いしたいというふうに思います。

○竹蔵政府参考人 いずれにしましても、景観重要建造物が守られなければならないというふうなわけでございます。

京都の方からも伺いましたら、相続税とか、実は人手が足りないとか不信心だとか、いろいろな問題があることもわかりました。したがって、目的ははっきりしているわけですが、相続税は非常に重要な役割を持っておると思いますが、その他の方策も含めて、我々もそれを守っていくような政策体系というものを構築していこうと思っております。

○三日月委員 ありがとうございます。

時間になりました。それぞれ、各地域は限られた予算をやりくりする中で、非常に頑張って景観

を守ろうといった取り組みをしています。私の地元滋賀県では、限られた予算の中で、近隣景観形成協定修景対策費として、一千八十三万ですか、県から景観を守る市町村に補助金として流すといったような非常に涙ぐましい努力もしております。

事実でないことを願いつつ、四千万ほどもらえるような方からすれば非常に笑い事のような話かもしれないけれども、何とか頑張っているという自治体の美しい国をつくろう、地域を守ろう、そして景観を守ろうとする取り組みがむだになることのないように、そしてより促進されるために、国としてやるべきこと、私の質疑の中でも、お答えいただいた答弁の中で明らかにちやいけいなんだ、そしてまた税財政、そういうものに対する支援が必要なんだ。

私から言わせていただければ、地域のことは地域に任せることができるように、真の地方分権、先ほど竹蔵参考人の方からは三位一体という言葉もありましたけれども、やらねばならないこととか、そしてやりたいことはほとんど地方にはおいていくけれども、肝心な金のお金がおいていないといった現状を打開するために、真の地方分権が必要ではないかといったような問題提起もさせていただいて、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○赤羽委員長 穀田恵三君。

○穀田委員 日歯連等の問題について、最初に大臣に聞きます。

大臣は、日本歯科医師会が選考しているザ・ベストスマイル賞というのはどういうものか御存じですか。

○石原国務大臣 いつだったかは忘れちゃったけれども、笑顔がすばらしいということで、賞をいただきました。

○穀田委員 これは日歯広報という新聞です。これ、ちよつと大きくしたものですけれども、ベス

トスマイル賞ということで、○一年にちゃんと受賞をしています。これはことしで十二回だそうですね。十二回の中で、男性で、政治家で選ばれているのは大臣だけです。よっぽど親密だということがあるが知れる。

そこで、大臣は、さきの選挙で日歯の白田会長からどんな選挙応援を受けましたか。

○石原国務大臣 どのような選挙応援と言われましても、具体的に応援演説をしていただいたことがあると思います。

○穀田委員 日本歯科医師会の日歯広報では、「白田会長」という動向の欄があるんですね。それを調べますと、二〇〇三年十月一日から二〇〇三年十一月八日まで、三十日間ちよつとという極めて短い期間に五回も応援したことが掲載されています。この二つのことから見ても、いかに日歯連の白田会長と親しいかがわかると思うんです。

日歯は、二〇〇〇年の当時、身体障害者手帳交付に当たった診断書作成を歯科医師もできるように要望していた、それが例のしゃく機能障害の診断問題ですね、その件で政治家に働きかけていた。

八月の当時の八日、大臣は、他の議員と一緒に、議員会館で白田会長と面談したことはありますか。

○石原国務大臣 これも他の委員会でお答えさせていただいたんですが、さまざまな業界の方々と、さまざまな議員の方と勉強会を開いておりまして、今の記憶で言いますと、白田会長がその勉強会に来られたという記憶はありません。

○穀田委員 新聞には、一つの新聞だけでなく、メディアでは二つ報道をしています。わざわざそれは白田会長が依頼して実現したということまで書いている。しかも、今お話ししたように、日歯でベストスマイルはもう五回は応援は受けるは、顔を知らぬはずはないんですよ。しかも、調べてみると、そういう点がはっきりしたという点では、さらに、その新聞報道によれば、その問題の依頼の際に、厚生労働省の担当幹部からも出席をしているということまで出ています。

ですから、こんなこと、すぐ行って厚生労働省含めて調べれば、朝から行って昼間調べたて、すぐわかる話なんですね。そういう問題だということにぜひ私は指摘しておきたいと思うんです。ですから、その際に、白田会長から先ほどの要請を受けたという事実はありませんか。

○石原国務大臣 白田会長は、私の地元の先生でございまして、初当選以来、私は存じておりますが、私の記憶する限り、何をしてくださいます、石原さん、こうしてくださいますというように要求とか要望を私にされたことはないと思います。

○穀田委員 それはなかなか微妙でして、そんなもの、こうしてくれないと言ったことが、やったかどうかなんという話じゃないんですよ。だから、それは、この間の答弁を見ても、要望を受けたことはない。それは、勉強会で話を聞いて、いろいろ、こうして、これが今の要望ですという話をすれば、それでいいんですよ。それをやってくれないという話をしたくないかという話が根本じゃないということだけ言っておきましょう。

なぜこんなことを言っているかというと、当時の日歯の要望書で見ますと、「平成十三年度予算及び制度などに関する要望書」十項目のうち、一つとして、一番大事な問題として指摘しているんです。

だから、要望書全体があり、そういう話を勉強会でしているということ、それ自身は、それを聞いているということなんです。その中に、「第十五条に規定する診断書の作成ができるように法改正を要望いたします。」こう書いています。

ですから、この答弁は、私ははっきり言って、個別に、ではお願いしますと言ったかどうかは別として、そういう要望の中にあつたということなんです。そういうことも含めて知らないとお

しやるんですか。

○石原国務大臣 知らないなどと言も言っておきませんで、個々のさまざまな政策について勉強会は数限りなく与党の場合はやっております。その中の一つに委員が御指摘のものがあつたということとは記憶していると私は答弁しております。

ただ、そこにだれが来たのか。四年前の合会に役所のだれが来たかということまで、私は覚えていない道理がありません。

○穀田委員 私は、覚えていてくれなんて言っておりません。調べようと思つたらすぐ調べられるはずだと言つただけの話ですよ。

しかも、そういう報道には載せているわけだし、相手もよく覚えていた方だし、一番選挙の応援を受けている人ですよ。しかも、業界で、いろいろな選挙応援というのを皆さん、受ける方はいらつたでしょう。しかも、選挙期間中に五回も応援に来る業界のトップなんて、それはいませんよ。それほど親しいということなんです。そこに肝心な事実があるということだけ指摘しておきましょう。

だから、私は、覚えていないんじゃないかという八月八日の件は言つたし、そして、要望というのは、いろいろな勉強会において聞いている、それも要望なんです。それを要望を聞いているという事は、相手は受けとめるところに、お互い政治家になつた意味でいいますと、それが自民党の通例だということも申し上げておきたいと思ひます。

では、献金について聞きます。

大臣、あなたは日歯連から、いつ、幾ら、どのように献金を受けているか、お教えください。

○石原国務大臣 質問通告がございせんので、後日御報告させていただきますと思ひますし、政治資金報告書に記載されていると思ひます。

○穀田委員 そのとおりでしょう。質問通告を受けてないからと、まあ、それはいいですけど、では、パーティー券なんかを受けているという

ことは、念のため言っておきましよう、せつかくですから、私の方から出しておきたいと思ひます。

では、それは最後に出すとして、先ほども、それらの事実関係は、調べて、後刻理事会に出すとおつしやつていましたよね。私は、金曜日にまた委員会がありますから、それまでに出していただくことが必定である、必ず必要であるということをお願いいたします。

では、きょう毎日新聞が報道した四千万もの献金の問題の事実について聞きたい。

きょう、あなたは、一般論として、答弁で、政党本部からの支部への交付金は問題ないと言つていました。しかし、自民党本部からの選挙区支部への交付金一千万単位は極めて異例なんです。○二年でいえば、あなたの選挙区支部にしか交付されてないんです。問題は、献金の原資が日歯連から出ているということなんです。

具体的に言ひましよう。

二〇〇〇年の七月十一日、日歯連から一千万円が国民政治協会へ。七月十九日、国民政治協会から自民党本部へ。七月三十一日、自民党本部から石原大臣が支部長をしている自民党東京第八選挙区支部へ。私がつかんだ内容はこれです。

さらに、二〇〇一年六月二十一日、日歯連から一千万円が国民政治協会へ。その五日後、六月二十六日、国民政治協会から自民党本部へ。その三日後、六月二十九日、自民党本部から自民党東京第八選挙区支部へ。

三回目、〇一年十一月十四日、日歯連から一千万円が国民政治協会へ。その六日後、十一月二十日、国民政治協会から自民党本部へ。その九日後、十一月二十九日、自民党本部から自民党東京第八選挙区支部へ。

四回目、〇二年五月十四日、日歯連から一千万円が国民政治協会へ。一週間後、五月二十一日、国民政治協会から自民党本部へ。十日後、五月三十一日、自民党本部から自民党東京第八選挙区支部へ。

まさに、日歯連から国民政治協会、そして自民党本部、さらに自民党東京第八選挙区支部への金の流れは見事に符合しているじゃありませんか。流れは明確だ。これを迂回献金と言わずにどう言うのかという点について見解をお聞きしたい。

○石原国務大臣 ただいま言われました事実について承知しておりますので、調査をさせていただきますと思ひます。

○穀田委員 調査はしていただいて、いつまでにそれは明らかにしていただけますか。

○赤羽委員長 それは、午前中の岩國委員の質疑で、次回の理事会で承るといふことを私から申し上げました。

内々、国土交通大臣からも、金曜日の理事会に、その場に合せて資料を提出するということをお願いしておりますので、このことを私から申し上げます。

○穀田委員 知らないでという理屈だけは通らないということだけ私は申し上げておきたいと思ひます。

つまり、石原大臣の東京都第八選挙区支部への自民党からの交付金というのは、例えば二〇〇〇年は三千五百万入つていたんです。しかしこれは、一律二百五十万、一千万、選挙との関係を含めて一律交付というのはあるんです。それがずっと続いていまして、ほかの政党の支部に対しても同じ金が払われている。そうじゃないところがばんとあるというのが一千万なんです。

だから、知らないはずはなく、どこから来たのかということについて、ほかのところとは違う内容があるということについて気がつきもしないというほど小さい金なのかということをお聞きしたい。一千万ですよ。しかも、それが四回もある。しかも、選挙のないときにもあるということについて、それほどこの問題について、いや、記憶がないなどと言うほど、お金に執着がないと言つたらそれはそうなんです。けれども、もつていけるのがその程度の金は大事なことないと思ひます。

思っているのか知りませんが、解せないというところだけ私は言っておきたいと思ひます。次に、余り政治の景観はよくないわけですが、景観の方を言いたいと思ひます。

四月二十日、本会議で石原大臣はこう言っています。「国民の財産というべき京都等の歴史的な都市の景観の保全については、中略しますとさまざまな景観の保全のための措置がとられてきました。」さらに、こうも言っています。「今回の景観緑三法を契機として、京都等の歴史的な都市の景観を守るために引き続き取り組んでまいりたいと考えております。」と答弁しておられます。

政府が目指している観光立国にとつても、国際文化観光都市として、日本の顔、歴史的な都市である京都の景観保全は欠かせないことは言うまでもありません。

大臣にまず聞きたい。その京都の中心部、市内の景観は守られてきたと思うか、京都の景観の現状について、その率直な認識をお聞きしたいと思います。

○石原国務大臣 京都は私も何度も訪ねさせていたいておりますけれども、千二百年の都として、先ほど来御議論いただいております美観地区や伝統的建造物群保存地区など都市計画制度に加えて、市等々の自主的な条例による規制も活用して、その貴重な歴史的景観を保全するための努力をされてきた都ではないかと、訪ねるたびに感じております。

○穀田委員 それは確かに、さまざまな景観条例をつくり、そして第二に、住民がその景観を守るためのさまざまな努力をする、そういうことを通じて守られてきた部分があることもこれは事実であります。しかし、今日の状態は、その景観が非常に破壊されているというところに私は現状認識を持たなければ甘いとはつきり思ひます。なぜこの問題、京都の問題を取り上げるのか。それは、私が京都に住んでいるからというわけじゃないんです。京都は歴史都市というだけじゃ

ありません。今度の道路の問題や、それから景観の問題、一連の議論をこの国土交通委員会ですてきました。すぐれた景観といえは京都とみんが答えて議論をしてきたことは御承知のとおりからです。

さらに、昨日、参考人質疑でも、景観を守るとい場合、多くの議員の方も、同僚議員の方々は、議論の素材として京都を例に取り上げざるを得ない。そして、大臣も、一最初に申しましたように、京都を挙げた。それと同時に、しばしば京都は、景観論争の中心に位置してきたことも事実だ。こういうことからして、京都の現状というものをよく見て、それをどないして守っていくかということ議論するのは大事なことだと思ふからです。

そこで、具体的に聞きたい。

既に皆さんにはお配りしていますが、京都では、市内の中心部、いわゆる田の字型というんですけれども、地名で言いますと、京都市の中心部、下京区の一部で、余り地域的に言うとなんですが、東西を堀川、烏丸、河原町、南北を御池、四条、五条に囲まれた基盤の目の地域のことを言うんですけれども、ここでマンション建設が進み、四十メートルを超える巨大マンションが次々とあらわれている、こういう事実については御承知でしょうか。

○石原国務大臣 何棟建っているとか、どこに何棟建っているという話はわかりませんけれども、マンションが問題になっているという話は知っております。

○穀田委員 そこで、皆さんにお配りした資料一を見ていただきたい。この資料は、住環境を守る・京のまちづくり連絡会として運動を続けている木村万平さんが、田の字型地域の共同住宅の建築状況を調査し、作成したものです。

一枚目は、北部地域の西北部と北東部に分け、バブル以前の一九八四年からことし一月現在の二十年間にどう変化したかを示したものです。北西部では、バブル以前は全部で十五棟しかなかった

のに、現在は百五十八棟と、十倍以上にふえています。しかも、黒塗りの部分の十階建て以上のマンションは四から六十一棟に、十五倍に増加しています。北東部も、十階建て以上は二から三十七棟に、十八倍にもなっています。

次にめくっていただきますと、二枚目、田の字型南部地域の状況で、バブル末期の九〇年十一月時点と現在の比較です。ここでも、マンションなど共同住宅は百五十二棟から三百五十六棟に、倍以上にふえ、十階建て以上もほとんどふえているのがわかると思います。

三枚目。これは、京都御所南地域です。十階建て高層マンションがいつふえてきたかを示した表があります。バブル前はわずか一棟であつたのが、九八年末までには四棟にふえ、ところが、九九年から現在までに、建設中を含め、十三棟に急増しています。しかも、十四階、十六階建て、この時期に建てられています。北東部でも、御池通りに面して四十五メートル、十五階建てのリクルートマンションができるなど、四十メートルを超えるマンションが、二〇〇〇年を皮切りに建設され始めています。

京都市内の中心部の現状は、バブルのとき以上に高層マンションラッシュとなっているのが実態なんです。ですから、私は、一最初にどうやと聞いたときに、努力しておられる事実については述べていただきましたが、それじゃ、それだけじゃない、こういう実態があるんだということを知っていただきたい。

そして、二つ質問したいんです。

こういう実態をどう感じになるかということ、こういう事態を生んだ原因はどの辺にありや、こういう点についてお答えいただければと思います。

○竹蔵政府参考人 ただいま先生から詳細かに、資料を使つて御説明を受けたわけでございますが、原因としては幾つかあると思います。

一つは、バブル期以上にお話がございますが、最近の継続的な地価下落ということで、

都心部に人が戻つてきておられるということ、都心部の商業地域では、地価の下落が比較的大きかつたことから、ファミリータイプのマンションでも二千万円台ということで、非常に人気があると聞いております。

それから、従来、地元の事業者の方が市の指導に従つて高層建築物を建てなかつた地域で、強制的な指導には従わず、外から事業者が来て、市の言うことを聞かないでどんどん建てているということも、高層マンションの増加の原因になっていると聞いております。

ということ、京都市の方では、やはりいろいろ解決すべき課題があるというところで、新しい都心部の建築ルールというものを平成十五年四月から施行されました。このルール後は、今おっしゃつた田の字地域のうち規制強化が行われたエリアについては、高さ二十メートル以上のマンションは一つも建築確認は出ていない、このように聞いています。(穀田委員「最後のところをもう一遍」と呼ぶ)

十五年四月から、京都市で新しい都心部の建築ルールをつくられて、二十メートル以上は建てないということ、そのルール以降は、新たな建築確認ですね、それ以前に建築確認をとつておられて建築中というのはあつたかもしれませんが、そのルール以降は、新しい、そういう二十メートル以上のマンションの建築確認は出ていないと我々は聞いております。

○穀田委員 どうも、原因の方となるともごもごという感じで、土地の下落の話と、指導に従っていないという話しか出ないんですが、それでこれほどできると思いませんか、普通、だれが考えたつて。

先ほどもあつたんですけれども、この間もそうなんです、相続税の問題もあることは事実なんです。だけれども、そういう方が自分のところで建てようというときには、そんな、四十メートルも五十メートルも建てることはしないんですよ。これは、自分も住んでおるんやから、みんな

な。そうじゃない、いわば開発業者が来てやっているということが事実です。

そこで、きのうの参考人質疑の中で、平安女学院教授、中林参考人はこう言っています。日本各地で見られる景観の荒廃は、高層建築の林立と自動車交通蔓延によるところが大きい、適切な高層建築の規制や自動車交通の抑制を怠つてきた従来の国土計画、都市計画の責任は大きいと陳述されています。

先ほども、ルールの話を参考人はしていましたけれども、まさに、そういうものがさまざまな形で努力されてきたけれども、やはりそれを怠つてきたというところの結果であることは、もはや明らかだと私は考えます。したがって、町並み破壊の原因というのは、私は、規制緩和並びに民間活力の導入というところにあると考えます。

先ほども、大臣は、京都の努力について語られたわけですが、早くから景観条例を策定したり、建物の高度地区指定によつて一定の高さ制限が守られてきたということは事実です。

ところが、バブル期以降の開発ラッシュの波が押し寄せるということによつて、高さ制限いっばいのマンションが建てられ、実は、京都市も、当時、総合設計制度に基づいて、京都ホテルの六十メートルビル化を推進したんですね。私、当時、京都の市会議員でしたから、よく覚えていますが、商業地だからということで、容積率を一気に四〇〇％にしたんですね。そういう規制緩和があつたがゆえに、これが進んだということを私は見なければならぬと思います。

そこで、考えなければならぬのは、開発業者が、目先の利益に追われて、町壊しというのを続ける。本来、地方自治体などが景観条例などで規制しているはずなんですが、一方で規制緩和するのはなぜか。こういう二律背反が起こっているわけですね。

例えば京都でいいますと、高層の建物、中高層の建物のために指導要綱というのがあつたわけですね、これをこれだけこうしなさいと。ところ

が、法律上は総合設計制度でやればできる、こういう仕掛け、二つあるわけですね。どっちが上位かという法律なんですよ。

したがって、今、私がお話ししましたように、民間活力の導入だとか規制緩和の流れを進めてきた、いわば全国一律にやり、画一的な開発を推進してきた、このところの反省がないと、私は、今後、いろいろな景観保全をする上で、きのうもありましたように、この景観法というところのサイドだけじゃなくて、都市計画のサイドやさらには建築基準法のサイド、ここをしっかりと結合しなけりやならないという問題が厳然として存在すると思うんです。

その辺の見解は、政治論として少し大臣にお聞きしたいと思うんです。いかがでしょうか。

○竹蔵政府参考人 民話と規制緩和、特に容積率の緩和が町壊しを進めてきたんじゃないかという御指摘でございます。

容積率緩和につきましては、実は、地価高騰の中で、より広い住宅をより安くできないだろうかとか、それから、オフィス環境が劣悪で、それを何とか広い、労働環境をよくしなくちゃいけないというようないろいろな要請があったと思います。

問題は、今まさに御指摘があったように、京都ホテルの問題で京都市が容積率を緩和して伸ばした。結局、道具は確かに国が用意しているわけですが、それをどう使うかというところがやはり重要な点ではないかと思えます。

今回、景観法ということで提案をさせていただいておりますけれども、容積率の緩和とか民話とか規制緩和とか、そういう道具と同時に、やはりきちっと守るべきところは守れるような、規制力を持った道具、これもこの景観法の中で盛り込んでいるということでございます。

○穀田委員 きのう金沢市長の山出参考人も陳述の中で高さ制限の授權を語られていました。景観を守る上で、高さ制限と規制の強化というのはそれぐらい重要な意味を持っているんですよ。こ

れはかなめなんですよ。

両方の武器を持っている、そんな矛盾した話を、それこそ盾と矛みたいな話をしていたってだめで、どうしたらこれができるかということをや

はり見なくちゃならないと私は思うんです。だから、そこでお聞きしたいんですけれども、今回の法案は、京都などの景観条例に法的根拠を持たせ、高さ制限などの規制をある意味じゃ強めるもので、当然だと考えます。むしろ、遅過ぎるぐらいだと思っています。

そこで、実際にどれだけ効果があるのか、また効果を持たせることができるのか。特に、マンション建設業者などはいつもこう言うわけですよ。都市計画法それから建築基準法に違反してないと言つて、住民の強い反対の声を無視して建設を強行していったわけですよ。だから、景観地区などに指定したりすれば、都市計画法や建築基準法に違反してないという理由などで建設許可をとめることができるのかという点はいかがですか。

○竹蔵政府参考人 従来から、高度地区とか美観地区を活用して、建築物のボリューム感とか高さを制限はできたわけでございますが、やはり今回、基本理念、それから国、地方公共団体、事業者の責務等々も定めた景観法というのをつくって景観地区というのを打ち出したわけでございます。

もちろん、この中で高さは規制できる。結局、使いようでございますので、これをきちつと使えば、今おっしゃったようなことも防げるということでございます。

○穀田委員 わかりました。

きのうの、今、中林さんという話をしましたし、山出さんという話をしましたので、西村さんもちよつと参考人でお話しされていまして、東京大学教授の西村参考人は、やはり同じく、規制緩和型の他の都市計画制度との整合性はとれるかということを言っているんですよ。だから、きのう参考人で来た方々は皆共通して、景観を守る上

で規制緩和、なかんずく高さという問題についてはとても大切だということを共通して言っていると思つています。

そこで、もう時間が終了したので、次にまたやるとして、私は、京都の場合、歴史的な町並みの修復や回復もどうするかということが大事だと思うんです。先ほども参考人は長い目で言っていましたけれども、もちろん、千二百年の都ですから、また今から百年といつたって十二分の一ですから、それはその程度の話ですし、清水寺などは、今苗木を植えて、四百年たったときに使える木をというので今やっているわけですね。それはそれで大事なことです。

だけれども、そういうことの中で原点をどこに据えるかということがこれは極めて大事だ。京都の場合には、ユネスコでやはり世界遺産条約に指定されたことを私はこの間も言いましたよね。そういうものを守っていくという原点にしっかりと立つことが大事だ。それをどうして行政の側が援助できるかという立場に立つて、初めてこれはまた実ることができるといふことを申し上げて、きょうは質問を終わりたいと思います。

○赤羽委員長 次回は、来る十四日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十五分散会